



一九四七年四月十五日牧志郵便局の電話業務開始と那覇、糸満線及び那覇、民政府線の開通  
牧志郵便局(当時那覇郵便局と称した)では管公署加入者を収容して交換業務を開始した。  
同時に那覇、糸満線及び那覇、民政府線が開通、小禄、豊見城各郵便局も糸満線に接続され、各郵便局互間に市外通話の取扱を開始した。

一九四七年五月十五日宜野座郵便局交換業務開始  
宜野座郵便局に交換業務を開始した。

一九四七年五月十五日、真和志郵便局通話事務開始  
真和志郵便局を那覇郵便局加入として電話開通し通話事務を開始した。

一九四七年五月二十一日、浦添郵便局に通話事務及び交換業務を開始  
浦添郵便局に通話事務及び交換業務を開始した。

一九四七年六月五日  
一九四七年九月五日 旧通信省線路の復旧  
比較的戦災の少ない北部地方の通信省時代の残存市外線を修理して、六月五日名護羽地郵便局開通、九月五日、名護國頭線が復旧して國頭、大宜味各郵便局が開通した。

一九四七年六月十一日、本部郵便局通話事務開始  
名護、本部線が開通して本部郵便局に電話事務を開始した。

一九四七年七月一日本部郵便局交換業務開始  
本部郵便局に交換業務を開始した。

一九四七年八月十五日、名護郵便局交換業務開始  
名護郵便局に交換業務を開始した。

一九四七年九月五日与那原郵便局通話事務開始  
民政府、与那原線が開通し、与那原郵便局に電話事務を開始した。

一九四七年九月十五日國頭郵便局交換業務開始  
國頭郵便局に交換業務を開始した。

一九四七年九月二十五日与那原郵便局交換業務開始  
与那原郵便局に交換業務を開始した。

一九四七年十月一日、羽地郵便局交換業務開始  
与那原、西原線が開通し、西原郵便局に電話事務を開始した。

一九四七年十二月二十五日、越來郵便局通話交換業務開始  
石川、越來線が開通して越來郵便局に電話事務と同時に交換業務を開始した。

一九四八年三月一日 具志川郵便局通話交換業務開始  
石川、越來線に具志川郵便局を引込み、具志川郵便局に電話事務開始と同時に交換業務を開始した。

一九四八年四月二日 呼出事務の廃止  
予算削減に伴う職員整理に因り呼出事務を

第二期 仮工事による支線復旧期  
(自一九四八年七月 至一九四九年三月)  
(電話料金有料制実施)

一九四八年七月一日電話料金有料制実施  
第一期で大林島内従員幹線が完成、主要局が開通し、一面、民政府歳入源の一部として有料制を実施した。

一九四八年七月十五日 美里郵便局通話事務開始、美里郵便局を越來郵便局加入として電話開通し、通話事務を開始した。

一九四八年七月十五日 屋部郵便局通話交換業務開始  
名護、屋部線開通し、屋部郵便局に通話事務

一九四八年七月二十一日 与那城郵便局通話事務開始  
石川越來線を与那城郵便局へ引込み、通話事務を開始した。

一九四八年九月一日与那城郵便局交換業務開始  
与那城郵便局に交換業務を開始した。

一九四八年十月三日台風襲来による被害  
業務開始と同時に交換業務を開始した。

一九五〇年三月二十五日 久志郵便局通話交換業務開始  
名護、久志線開通して久志郵便局に電話事務と同時に交換業務を開始した。

第三期 郵政庁設置されて全琉球電話業務統轄及び軍政府の積極的援助と全面仮工事による復旧完成期  
(一九五〇年四月以降当分の間)

一九五〇年四月一日 郵政庁設立に伴う業務統一  
全琉球各地区通信部を統合して琉球郵政庁を設立し、業務を統一した。

一九五〇年四月以降、那覇市内の加入者増設  
この期間の初頭は、那覇市内の加入者増設に重点をおき、五〇年三月末までに一四〇名加入増設した

一九五〇年六月二十七日 南風原郵便局交換業務開始  
南風原郵便局に交換業務を開始した。

一九五一年一月六日 兼城郵便局通話交換業務開始  
糸満、兼城線開通して兼城郵便局に電話事務を開始と同時に交換業務を開始した。

一九五一年一月六日 三和郵便局通話交換業務開始  
三和線開通して三和郵便局に電話事務を開始と同時に交換業務を開始した。

一九五一年一月二十三日 大里郵便局通話交換業務開始  
与那原、大里線開通して大里郵便局に電話事務を開始と同時に交換業務を開始した。

一九五一年二月一日 知念郵便局通話交換業務開始  
与那原、玉城線に知念郵便局を引込み、通話事務を開始と同時に交換業務を開始した。

一九五一年二月一日 電話に関する料金の一部改正  
一九四九年八月一日の改正料金中不均衡と見ら

風速四九米の暴風雨襲来、電話線の切断箇所及び電柱の倒壊多く、被害甚大であった。当時の被害状況は、市外回線は全滅、加入者障害は全島二九二加入の九四%、二四七加入で、之が復旧に約半歳を要した。一九四八年十月三日、暴風雨の被害の為、浦添郵便局の通話事務及び交換業務中止  
暴風雨被害の為、浦添郵便局の通話事務及び交換業務を中止した。

一九四九年三月十五日 今帰仁郵便局に電話事務開始  
名護、今帰仁線開通して、今帰仁郵便局に電話事務を開始した。

一九四九年三月十七日 今帰仁郵便局交換業務開始  
今帰仁郵便局に交換業務を開始した。

一九四九年五月五日 屋我地郵便局通話交換業務開始  
名護、今帰仁線を屋我地郵便局まで延長して、通話事務開始と同時に交換業務を開始した。

一九四九年六月二日 台風襲来による被害  
電柱及び電話線再び損害を蒙る

一九四九年七月二十三日 台風襲来による被害  
大暴風雨また襲来、去る六月二日の暴風雨被害より更に引続きの被害で、郵便局舎の倒壊、電話線の切断、電柱の倒壊等で前年同様市外回線は全滅、加入者障害九一%と言ふ被害であった。

(電話復旧の経過及び当時の苦境の概略)  
戦前の電話施設中沖繩本島の中部、南部は激戦の為全滅し、北部地区は、激戦地でなかった為戦前の線路が多少残存していた。

沖繩民政府が石川市東恩納にあった頃、民政府各部門のみの通話を開始したが、民政府が知念地区に移転してからは、漸次拡張して民政府石川間、那覇、名護、糸満其の他主要地に通話が出来ようになりつつあったが、前に一九四八年十月三日、一九四九年六月二日、同七月二十三日と逐次暴風雨被害を蒙り而、

れた一部料金を改正した。  
一九五一年四月二十一日 東風平郵便局通話交換業務開始

那覇、東風平線開通し、東風平郵便局に電話事務開始と同時に交換業務を開始した。

一九五一年五月一日 西原郵便局交換業務開始  
西原郵便局に交換業務を開始した。

一九五一年五月二十五日(大島) 足戸郵便局通話事務開始  
与論、足戸線開通し、足戸郵便局に電話事務を開始した。

一九五一年六月十一日 具志頭郵便局通話交換業務開始  
那覇、具志頭線及び具志頭、東風平線開通し、具志頭郵便局に電話業務開始と同時に交換業務を開始した。

一九五一年七月一日 中城郵便局通話事務開始  
与那原、中城線開通し、中城郵便局に電話事務を開始した。

一九五一年七月一日(八重山) 宮古、久部良、名蔵各取扱所通話事務廃止  
予算削減の為、宮古、久部良、名蔵各取扱所廃止により宮古を白保郵便局、久部良を与那国郵便局、名蔵を八重山郵便局の部落加入の電話として取扱った。

一九五一年七月十七日 平安座郵便局通話交換業務開始  
与那城、平安座線開通し、平安座郵便局に電話事務開始と同時に交換業務を開始した。

一九五一年八月一日、東那郵便局通話事務開始  
名護、大宜味線に東那郵便局を引込み、通話事務を開始した。

一九五一年十月一日 宜野湾郵便局通話交換業務開始  
与那原、宜野湾線開通し、宜野湾郵便局に電話事務開始と同時に交換業務を開始した。

も民政府石川間、名護石川間の主要線路を借用していたが、軍線路暴風被害の為、借用線路を軍に接収され一時北部地区相互間、南部地区相互間の通話が出来なくなり、中部地区は通信不可能に陥った。  
当時、左の事情で電話の復旧拡張には頗る困難を極めた。

1 名物暴風雨地帯である関係から、電話設置場所の設備不完全と相俟つて故障頻発。  
2 資材が殆んど仮電柱(丸太)とゴム線を使用しているため、暴風雨に堪えず。

3 幹線路は殆んど米軍線路を借用の為、軍線路障害の場合即時接収された。  
4 民線路修理用の電柱、ゴム線の獲得には軍に懇望してその残存又は不要施設の払下げを受け、之と撤去運搬して工事をするので二重の労力を要したが、これよりほかに資材を得る道がなかった。

5 予算の制限、工事熟練者の払底は、外線一人当たり二五〇軒(六二里)電話修理工一人り電話機六〇個、交換機五台を受持つと言ふ過労も止むない状況にあった。

それで暴風雨被害に対する職員の労苦に酬られざることを甚だしく、一九四九年末迄苦境を克服して電話網の復旧に努力した。

一九四九年八月一日 電話に関する料金改正  
有料制実施後一年を経過、民政府歳入予算計画上適正なる料金改正の必要にせまられ、第一回の値上げを断行した。

一九四九年十月十五日 佐敷郵便局通話交換業務開始  
与那原、玉城線に佐敷郵便局を引込んで、通話事務開始と同時に交換業務を開始した。

一九四九年十月八日、上本部郵便局通話交換業務開始  
名護、本部線を上本部郵便局まで延長して、通話事

### ◎郵便貯金制度

全琉球共通郵便貯金制度の下記事項は宮古民政府制度に於ては一九四九年四月一日より八重山民政府制度に於ては一九四九年四月十五日より実施する可し

#### a 郵便貯金の種類

郵便貯金の種類は通称普通貯金の一種とし預入及び払戻は預金者の意志に依りなされる可し、利子は預入の翌日より払戻の前日迄に於て支払はれる。

#### b 預金利息

各預金の利率は一〇〇円に対し日に六厘(年二・一九%)とする。

#### c 預金最高額

個人又は団体により本貯金制度に預入し得る最高金額は二〇、〇〇〇円なり

#### d 制度資金の運営

1 本制度の資金は琉球銀行の特別預金勘定へ郵便貯金及び郵便保険資金勘定へ預金する。本特別預金勘定に預入金の金額に対し銀行が支払分利率は一〇〇円に対し日に九厘(年利三・二八五%)なり

2 琉球銀行に依る以外の制度資金より貸出しは下記条件の下に於てのみ為さる可し

a 地方郵便局長は本制度に於ける預金の七〇%迄又は本人の生命保険の払込み保険料の七〇%迄を六ヶ月を越えざる期間一〇〇円に対し日に一・二銭(年利四・三八%)の利率を持って貸出す事を得、下記二項は本項に適合せず、

b 民政府通信部長は其の管轄地区内の如何なる借受人に対しても十分なる低当を取って総額三〇〇〇円以下の金を六ヶ月を越えざる期間一〇〇円に対し、一日二銭の利率を以て貸出す事の出来る資格ある地方郵便局長を指定すべし、

#### c 地方郵便局長は同郵便局長が琉球銀行支店より一〇マイル以上の所に位置し其の貸出しが民政府通信部長に依り認可されたる場合に於ては同郵便局長が如何なる借受人に対しても十分の低当の元に総額一五、〇〇〇円を越えざる金額を貸出す事を得、同貸出金は六ヶ月を越えざる期間一〇〇円に対して一日二銭の利率(年利七・三%)を以て貸出せる。

2 現在の宮古貯金制度の預金責任額に相当する現金は宮古民政府に依り琉球銀行の郵便貯金及び郵金及び郵便保険資金勘定に一九四九年四月一日又はそれ以前に払込まれるべし。

3 現在の八重山貯金制度の預金責任額に相当する現金は八重山民政府に依り琉球銀行郵便貯金及び郵金及び郵便保険資金勘定に一九四九年四月十五日又はそれ以前に払込まれるべし

4 琉球銀行は現在宮古、八重山で預入されている郵便貯金資金の利子の総金額を夫々の郵便貯金及び郵便保険資金勘定に払込まれるべし

5 宮古に於ては一九四九年四月一日八重山に於ては一九四九年四月十五日が現在の貯金制度の下に前に入預された個人預金の利子を調べる為に入預日として決定される

6 郵便生命保険設置の計画は軍政府より送付される。

陸軍大尉 ショージ・J・マックラリ  
一九五〇年 通信部書類 文書課

### ◎郵便

#### 琉球郵政事業の沿革

(二二二七頁)

一九五〇年二月十五日 航空通常郵便物に対する料金を切手納付制に改正

て四月以降日本とは民船を以て運送を継続した。  
一九五〇年五月八日 代用郵便柱函の使用と郵便取集便の設定

沖縄本島に於て代用郵便柱函を初めて使用して郵便取集便を設定した。

一九五〇年五月八日 郵便切手類売捌所設置沖縄地区各郵便局区内に郵便切手売捌所を設置して、郵便切手類の売捌を開始した。

一九五〇年五月八日 郵便料金未納不足に対する二倍徴収実施(沖縄地区)

従来、沖縄地区のみに限り、郵便物は料金完納のものに限り引受けていたところ、これを撤廃し、未納不足のものも受け配達の際不足額を二倍額を徴収することに改めた。一九五〇年五月二十日正式通信日附印の使用開始

従来、沖縄本島に於ては那覇中央郵便局以外は正式通信日附印がなかったが、日本より之を取寄せて使用を開始した。  
(之によつて全木製の代用日附印の使用廃止)一九五〇年八月一日陸上運送の二往復契約締結、  
沖縄地区の陸上郵便運送は暫定契約中の処、運送線足を改正し運送回数一往復から二往復に増加して新契約を締結した。

一九五〇年八月一日 至八月五日 八重山博覧会開催記念の特殊記念スタンプ使用

八重山博覧会開催に際し、八重山中央郵便局に於て、その行事を記念する特殊記念スタンプを使用した。

一九五〇年十月五日集金郵便取扱廃止

従来、宮古地区のみに限り集金郵便を取扱っていたが、本日限り廃止した。

一九五〇年十二月一日 大島本島内郵便運送便改善  
従来、大島本島内の各瀬、古仁屋、笠利間の郵便運送便を人夫よりバス託送による運送便に改善した。

従来高額切手がなかった為航空郵便物の料金処理方法は現金収納の例に拠っていたが本日から高額切手券に伴い郵便切手納付に改めた。  
一九五〇年三月五日中城郵便局に於て風景入スタンプ使用  
中城城跡が公園化され、名所旧蹟として観光地に指定されたので、内外人の遊覧を記念せしめる為公園開きの当日から中城郵便局に於て風景入スタンプを使用した。  
一九五〇年三月二十八日、風景入スタンプ使用開始  
三和、宜野湾、金武、名護各郵便局に風景入スタンプの使用を開始した。  
一九五〇年 自三月十三日 自四月二十五日  
自六月十四日 自五月六日 自六月二十二日  
自九月二日 那覇中央郵便局に於て特殊記念スタンプ使用  
布哇よりの郷土来遊觀光団の為に那覇中央郵便局に於て特殊記念スタンプを使用した。

#### b 郵政庁設置以後

一九五〇年四月一日、郵政庁設立に伴う業務の統轄全琉球各地区通信部を統合して琉球郵政庁を設立し、業務を統轄した。

一九五〇年四月一日、沖縄バス会社との郵便運送仮契約。  
公営バスの民営移管に伴い、新発足した沖縄バス会社と仮契約して沖縄本島内の運送を統轄した。

一九五〇年四月一日、通信日附印規程制定、通信の日附印規程を制定した。  
一九五〇年四月五日、日本船舶による郵便運送。

従来 日本その他外国発着の郵便物の運送は、軍政府指定の軍用船に積載しており、一九五〇年一月以降日本沖繩双方よりの郵便物積載の船舶なく停滞していたが、日本政府と三井船舶会社間に暫定契約が成立した。  
一九五一年三月十五日 沖縄地区に配達証明、訴訟書類郵便物取扱開始  
沖縄地区に於ては、書留郵便物の配達証明及び証明訴訟書類の特殊取扱をしなかったが、本日より開始した。  
一九五一年五月一日 外国宛(日本宛を含む)小包郵便物の引受事務を開始した。  
一九五一年五月一日 米琉相互間航空小包取扱開始  
米琉相互間に限り、航空小包郵便物の取扱を開始した。

### ◎郵便(郵政業務概要)

#### 一、郵便

##### 一、概 要

沖縄における終戦後の郵便事業は、当初沖縄、宮古、八重山、奄美大島の各民政府内に通信部が置かれ、各々別個に管理運営されていたが、一九五〇年四月全琉球の郵政事業を統轄する中央機関として琉球郵政庁が設置され、郵便制度その他の復旧について総合計画が進められた。

さらに一九五三年十二月には新郵便法の制定によつて、各実共に郵便事業の制度的基盤が確立せられ、郵便取扱業務も統一整備された。

##### 二、郵便物数

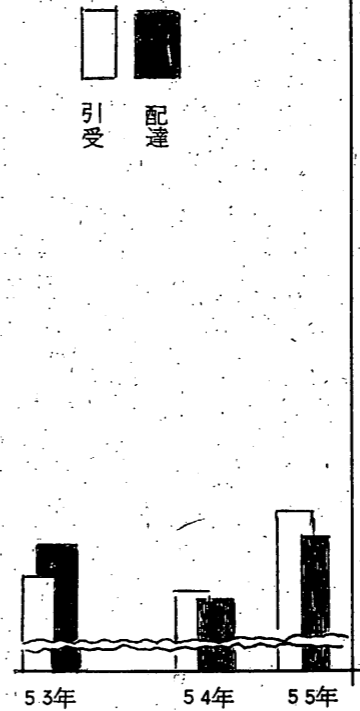
終戦直後のある時期には、非常に少なかった郵便物数も、民生の安定、経済の復興とともに次第に増加しその後の経済の伸長を反映して年々著しい増加を続けている。すなわち一九五三年以降の通常郵便物は、毎年平均二〇%の増加を示す。

郵便切手一覧表

(B円表示の分)

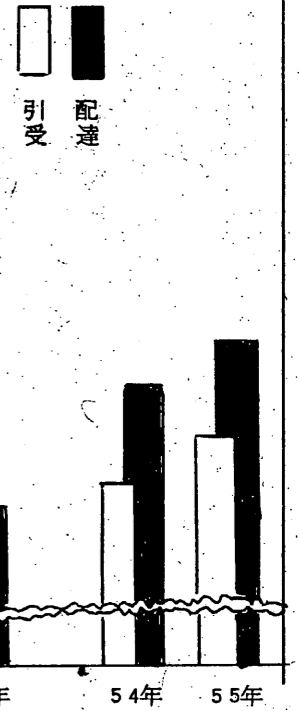
種目	様式					発行年月日
	意匠	刷色	版式	印面寸法	シート構成	
5銭 通常切手	そてつ	赤紫	凸版	22.5×18.5	10×10	1948.7.1
10銭 //	百合	緑色	//	//	//	//
20銭 //	そてつ	淡緑	//	//	//	//
30銭 //	琉球	赤紫	//	//	//	//
40銭 //	琉球	赤紫	//	//	//	//
50銭 //	琉球	赤紫	//	//	//	//
1円 //	農夫	青	//	//	//	//
50銭 //	かわら	青	グラビア	//	//	1950.1.21
1円 //	少里	青	//	//	//	//
2円 //	首里	暗赤	//	//	//	//
3円 //	龍装	暗赤	//	//	//	//
4円 //	琉球	暗青	//	//	//	//
5円 //	龍装	暗青	//	//	//	//
5円 速達切手	竜の	青	//	//	//	1950.2.15
8円 航空切手	鳩と	青	//	//	//	//
12円 航空切手	//	暗緑	//	//	//	//
16円 //	//	暗紅	//	//	//	//
3円 琉大開校	琉大	えび	//	22.5×33	5×10	1951.2.12
3円 植林週	琉球	緑	//	27×22.5	10×8	1951.2.19
13円 航空切手	天女	青	//	22.5×40	5×10	1951.10.1
18円 //	//	青	//	//	//	//
30円 //	//	赤	//	//	//	//
10円 改訂切手	旧意匠の上に改訂	黒	//	22.5×18.5	10×10	1952.1.1
3円 琉政創	鳩と双葉地区旧意	濃赤	//	27×22.5	//	1952.4.1
100円 改訂切手	100円の加刷	黒	//	22.5×18.5	//	1952.6.16
1円 通常切手	真玉橋	暗紅	//	18.5×22.5	//	1952.11.20
2円 //	首里城	暗緑	//	//	//	//
3円 //	守礼門	青	//	//	//	//
6円 //	崇元寺	暗青	//	//	//	1953.1.20
10円 //	弁財天	暗紅	//	//	//	//
30円 //	園比屋	オリ	//	//	//	//
50円 //	玉陵	暗紫	//	//	//	//
100円 //	放主池	赤	//	//	//	//
3円 来記	ペルリ提督と執政	赤	//	22.5×33	5×10	1953.5.26
6円 //	ペルリ提督と艦隊	青	//	22.5×40	//	//
4円 新開週	太用朝敷と紙型	橙	//	40×22.5	10×5	1953.10.1
4円 通常切手	抱瓶	茶	//	22.5×18.5	10×10	1954.6.25
40円 航空切手	天女	青	//	22.5×40	5×10	1954.8.16
50円 //	//	だい	//	//	//	//
4円 新開週	当真嗣合とペン	濃青	//	40×12.5	10×5	1954.10.1
15円 通常切手	東道益	濃赤	//	22.5×18.5	10×10	1955.6.20
20円 //	琉球餅	黄	//	//	//	//
40円 甘記	野国総管宮と甘藷	暗青	//	27×22.5	10×5	1955.11.26

17万個  
16万個  
15万個  
14万個  
13万個  
12万個  
11万個  
10万個  
9万個  
8万個  
7万個  
6万個  
5万個



※ 引受物数が配達物数より多いのは日本あて小包が多いためである。

1,500万通  
1,400万通  
1,300万通  
1,200万通  
1,100万通  
1,000万通  
900万通  
800万通  
700万通  
600万通  
500万通  
400万通  
300万通



※ 引受物数よりも配達物数が多いのは、日本から到着が多いためである。

三、郵便料金

一 郵便課の設置

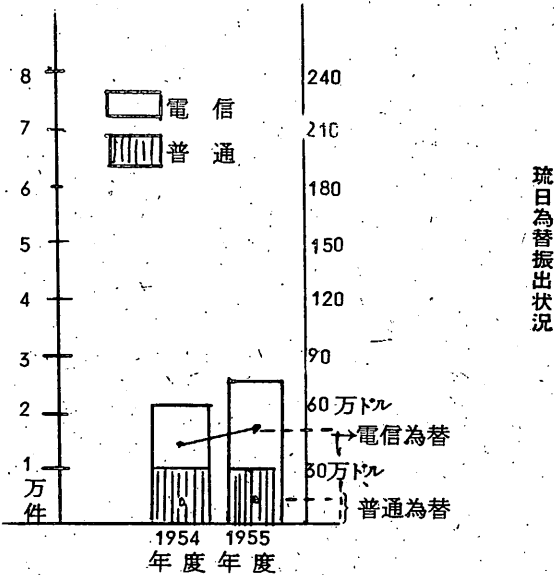
現行の郵便料金の基礎は、一九五三年の新郵便法制定のときにできあがったものであるが、当時郵便事業が政府の一般会計の下にあったため、企業料金としての適正額設定にかなりの技術的困難があり、止むなく本土の料金額を当時の為替相場(三六〇日円対一〇〇B円)により換算した額を料金として郵便法に定めたものである。

二、郵便

郵便業務については、一九五〇年四月一日郵政庁設置と同時に郵便課が設置され、郵便切手類の郵趣家への売さばき、郵便切手類に関する知識及び収集趣味の普及、郵趣家に対する収集上の便宜供与等を行うこととなり、遂次充実をはかってきたが、一九五二年四月一日機構改革によって郵政局郵便課郵券係に改められた。

郵便はがき一覽表

種別	様式				シート構成 ヨコ×タテ	発行年月日	備考
	意匠	刷色	版式	印面寸法			
拾銭はがき	梯梧の花	朱色	凸版	9.1×14.2	9纏×14纏	1948年7月1日	
式拾銭往復はがき	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
拾五銭はがき	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
参拾銭往復はがき	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
五拾銭封緘はがき	〃	〃	〃	〃	27.7×14	〃	
五拾銭はがき	ガシマル	〃	〃	〃	9×14	1950.2.1	
一円往復はがき	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
一円封緘はがき	〃	〃	〃	〃	27.7×14	〃	
一円はがき	琉球王冠と梯梧	〃	〃	〃	9×14	1952.2.8	
二円往復はがき	〃	赤色	〃	〃	〃	1952.2.8	
十二円航空書簡	航空機と守礼門	〃	〃	27×24	14.8×8.9	1952.11.1	
二円はがき	波之上宮	緑色	〃	19×24	9×14	1953.12.2	
四円往復はがき	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
十五円航空書簡	航空機と守礼の門	青色	平版	27×24	14.8×8.9	1955.9.10	
二円年賀はがき	松竹梅	濃赤色	凸版	19×24	9×14	1955.12.1	



年金恩給等の支払事務は、本土政府からの委託により一九五三年十二月三十一日から取扱われることになった。頭初は琉球の戸籍整備が不全のため裁定事務が遅れ、従って支払件数も僅少であったが、裁定事務の進捗とともに逐年急増を示している。

電話加入普及状況 (方式別、料金別)

種別 年度別	自動		共電		磁石		総合計	
	有料	無料	有料	無料	有料	無料	有料	無料
54年度	-	-	-	-	1,881	134	1,881	134
55〃	-	-	1,396	58	1,315	99	2,711	157

電話加入普及状況 (利用種別、料金別)

種別 年度別	単独		共同		計	
	有料	無料	有料	無料	有料	無料
54年度	1,630	112	201	22	1,881	134
55〃	2,488	136	223	21	2,711	157

国際電話取扱状況

区別 年度別	総数	発信	総数に対する割合 (%)		増加率 (%)	増減数	備考
			着信	着信			
1952年度	40,108	25,733	64.2	14,375	35.8	-	6月~12月
1953〃	67,822	43,897	64.7	23,925	35.3	-	
1954〃	63,077	40,596	64.4	22,481	35.6	-	
1955〃	59,233	37,983	64.1	21,250	35.9	100.0	0

国際電報取扱状況

区別 年度別	総数	通話	総数に対する割合 (%)		増加率 (%)	増減数	備考
			通信	通信			
1952年度	-	2,968	-	-	-	-	6月~12月
1953〃	-	6,092	-	-	-	-	
1954〃	-	6,604	-	-	-	-	
1955〃	16,372	10,716	66.1	5,656	33.9	100.0	0

※1 1952~1954年の着信通話数度の記録なし

郵便貯金

一、概要  
郵便貯金は一九五一年五月一日全琉業務が統一され、通常貯金と定額貯金の二種類が取り扱われた。最初の頃は戦災復興の緒についたばかりで、経済事情も悪く、更に奄美大島の日本復帰等もあり、預金高は極めて僅少の状態であった。一九五五年頃から漸く増加した。

国内郵便為替

概要  
国内郵便為替は、一九五〇年九月一日全琉業務が統一されたが、為替の種類は通常為替と電信為替に改められた。また証書一枚の金額も最初二、〇〇〇円であったが、その後逐次引き上げられ、現在二〇〇ドルとなっている。

外国郵便為替

概要  
外国為替は一九五三年二月二日、本土との間に業務を開始された。その種別は普通為替と電信為替の二種類で、交換方式は目録式が採用された。業務開始頭初の頃は、琉球からの送金は為替管理令が適用され、送金制限がなされ相当に窮屈であったが、年金恩給等の支払事務が委託されるに伴い、その資金も為替送金によることとされた。そのため、琉球からの送金も大巾に伸びを示した。

電波監理

一、沿革  
一九五二年国民政府布告第十三号の公布によって同年四月一日琉球政府が設立され、群島政府当時の機構を大巾に改革、それに伴い郵政庁の一部門として電務課が新設され、電波監理に関する業務はすべて無線電通信法(大正四年六月十九日法律第二六号)旧法によって行われて来たが、一九五五年十一月二十五日立法第八十号により電波法が制定され、旧法当時の小規模な電波利用が開放され、今日ではひろく一般私企業の分野まで著しく発展した。

二、電波監理の今後の問題点  
(1) 電波監理機構の整備  
電波科学の進展に伴い、従来の無線電通信法(旧法)ではその規律統制が困難となり、本土に於いてはこれらの法律を廃止し、一九五〇年電波法を制定し電波の利用をあらゆる分野に開放した。琉球に於いても公共の福祉増進と電波の公平且つ合理的な利用を図るため一九五五年電波法を制定した。しかし運営面における機構人員がまだ整備されないうえ、最近の電波科学の進展に対応する監理事務の実施は困難な事情にあり、これらの充実強化を図ることが目下の急務である。

(2) 周波数の割当権限の移行  
従来、周波数の割当は全般的にUSCARに権限(アマチュア業務用周波数3MC/28MCまでを除く。)があるため、業務が複雑化し、能率の低下と業務の低滞が目立っている。従ってこれら業務の簡素化と能率的な運営を図るため、従来のUSCARの権限中主要電波、即ち放送及び公衆通信用周波数以外の陸上移動船舶用及び一般私企業用については、アマチュア業務用周波数同様琉球政府にその割当権限を移行することが望ましい。

一九六二年

郵政業務概要

◎四 八重山群島の郵政事業

1 あらまし

太平洋戦争末期は島外との交通危険に曝され、対外電信施設は切断されて島外との通信は孤立の状態となり、遂に局舎は一九四五年七月一日の空襲によって灰燼と化した。その後の業務取扱いは市内の民家に或は避難指定地に仮局舎及び出張所を設置して継続軍行し、米軍上陸後から八重山民政府通信部時代を経て琉球郵政庁の管下に入り琉球臨時中央政府郵政局となるまで業務無休止のまま現在に至っている。

2 機構関係その他

一九四五年十二月二十三日 米国海軍進駐、米国海軍は石垣島を占領米国海軍政府を設立し、同月二十八日軍の指示に基づき各郵便局は八重山支庁の管理下におかれ、米軍政官から八重山郵便局長にあらためて奥平朝親氏が任命された。

一九四七年一月十五日機構の改革 軍政府の指示に基づき八重山支庁の機構は改革され、その行政部の一部として通信部を設置し、郵便課および電信電話課の二課が置かれた。部長には宮良賢副氏(八重山郵便局兼務)その他部下職員もすべて八重山郵便局兼務であった。一九四七年三月二十一日八重山支庁の改称、軍政府の許可を得て、八重山支庁を八重山民政府と改称した。

支庁長は知事改める。

一九五〇年四月一日郵政庁に統合 八重山民政府通信部は民政府より分離し、本日より琉球郵政庁に統合、八重山郵便局は八重山中央郵便局となり、同郵便局には、庶務課、郵便課、電気通信課の三課が置かれた。

3 郵便

従って、これまで日本あて電報は宮古島局を中継して取扱っていたが、同日より那覇中央無線電信局、名瀬郵便局を経由して発着するようになった。

5 電話

太平洋戦争末期に於ての電話は、殆んど日本軍の軍用電話に切替えられ民電話は杜絶した。終戦によって電話交換機は返還されたが、空襲又は艦砲射撃などで電話施設の大半は破壊され、当時電話の復旧は一時困難の状態にあった。

一九四五年十月一日八重山、大浜線開通八重山郵便局と大浜郵便局との市外通話事務を開始した。一九四五年十二月二十五日市内電話の開通 日本軍下りの電話機と野戦被覆線をもって仮工事を実施、市内電話十八加入を開通した。一九四六年一月三十日八重山、川平線開通 八重山郵便局と川平郵便局との市外通話事務を開始した。

一九四六年五月一日 八重山、白保線開通 八重山郵便局と白保郵便局との市外通話事務を開始した。一九四六年十二月三十一日八重山、宮良線開通 八重山郵便局と宮良取扱所との市外通話事務を開始した。

一九四七年十一月二十二日 西表島、白浜線開通 西表島郵便局と同局白浜出張所間の市外通話事務を開始した。一九四八年五月三十一日 八重山、名蔵線開通 八重山郵便局と名蔵電話取扱所と市外通話事務を開始した。

一九五〇年三月三十一日 与那国、久部良線開通 与那国郵便局と同局久部良取扱所間の市外通話事務を開始した。

6 為替貯金

(1) 郵便業務

一九四六年七月日本あて郵便物の取扱開始、日本あて郵便物の差立便なく支障を来たしておったが、S・T六一八号貨物船回船、内国郵便としてこれに便宜搭載したが、これらの引揚民を輸送するもので、三ヶ月に一回程度で、辛うじて運送をなす窮状であった。

一九四六年九月十日 沖繩群島間に通常郵便物の取扱開始

沖繩群島との間に通常郵便物の取扱を開始した。一九四七年六月 全琉球間に小包郵便取扱開始。全琉球相互間に小包郵便物の取扱を開始した。一九四七年六月諸外国あて通常郵便物取扱開始、本月初旬、日本及び諸外国あて通常郵便物は万国郵便条約に基づいて取扱、国際郵便として差出せることになり、又これを運送する軍所属の船舶もひん繁に航行、郵便業務も順に活発化した。

一九四八年四月九日 諸外国あて航空通常郵便物の取扱開始、戦後取扱中止の諸外国あて航空通常郵便物の引受事務を開始した。一九四九年八月一日全琉球の郵便に関する料金統一 従来郵便に関する料金は南西諸島各地区々にわたっていたが、第一回通信会議に於て協議の結果、料金を全琉球統一し、本日より実施した。

(2) 郵便切手

一九四七年五月郵便料金の現金収納制 終戦後も在庫中の日本政府発行のものそのまま使用していたが、之が使用を禁止し、郵便料金は現金収納の例に準じて取扱、郵便物には通信日附印を押すこととし、その下部に料金相当額をアラビア数字にて記載、又英語を以て Paid と朱書した。

一九四八年一月郵便切手の便宜措置 終戦直後は日本の旧取扱貯金の払もどしをするもの多く、預入事務は皆無の状態にて、払もどし資金の關係上一日五十円以内の制限払を実施、資金は漸次乏しかったのでその間局員は民救済資金調達を目的とし市内有力者に貯金の勧誘をなし現金の吸収につとめ、制限払をなすつ業務を継続したが、其の後戦前郵便貯金を凍結し、新規定に基づく貯金業務を開始した。

一九四五年十二月二十四日米海軍による資金の接收 南琉軍政官立会の上資金残高を接收せられ八重山支庁へ引継、郵便貯金は凍結となり、貯金事務は停止した。一九四六年一月二十九日 郵便為替業務及び貯金業務取扱開始 群島内に限り独自の立場に於て、新規定に基づく郵便為替、郵便貯金業務を開始した。

一九四六年一月二十九日 旧日本紙幣に有効認印捺捺 八重山支庁告示第三号を以て終戦前の旧日本紙幣に八重山支庁長の認印をすることになり、認印済の紙幣を有効とした。その方法として郵便貯金に一応預入せしめ、回収された紙幣に認印した。

その総額三百四十九万五千六百四十九円 一九四六年四月十五日 有効の旧日本紙幣をB軍票に切換え 軍布告により有効の旧日本紙幣と軍票との切換え事務を郵便局で執行する様指令を受けた。

切換総額五百七十三万二千七百七十二円、局内事務は繁忙を極めた。一九四六年七月一日宮古との為替交換 南部琉球ニコラス軍政官を通じて、宮古郵便局との間に為替取組約定を締結、即日実施した。

一九四九年四月十五日 新郵便貯金制度の実施 南琉軍政官よりの郵便貯金制度に関する覚書に基

一九四七年五月から、郵便料金は現金収納制の例に準じて処理していたが、料金処理の簡易化と通信歳入上の理由により、郵便切手には通信部長の認印(宮良)したものを有効として使用せしめた。一九四八年七月 琉球郵便切手の発売 はじめて琉球郵便切手が発行され、本日から発売された。

郵便切手 五銭 十銭 二十銭 三十銭 四十銭 五十銭 一円 はがき 通常はがき 往復はがき 封緘はがき 一九五〇年二月高額を含む郵便切手の売さばき 左の種別の高額を含む郵便切手の売さばきを開始した。 二円 三元 四円 五円 八円 十二円 十六円

4 電信

戦前は沖繩、宮古島、西表島及び台北と直接海底電信線により通信を取扱っていたが、太平洋戦争が熾烈化するにやよんで電気通信施設は殆んど被害を蒙り、群島外との通信は一時杜絶するのやむなきに至ったが、暫次下記の通り復旧を見るに至った。

一九四六年二月一日宮古と無線交信開始、日本軍用済の無線機を以て宮古郵便局と無線連絡を開始した。(それ以前は米軍用無線に依託、便宜取扱をした) 一九四七年十二月二十九日アメリカ製無線機使用開始 軍関係及び民間電報増加に伴い故障の多い日本軍下りの無線機では間に合わず、その窮状を当時の南琉首席軍政官マクラム大佐の取り計いで、優秀な性能をもつアメリカ製無線機の交付を受けて施設の改善を行った。

一九五〇年一月五日沖繩本島との交信開始 第一回通信会議に於て沖繩本島との無線交信をも協議し、その結果軍政府の認可を得て本日より宮古以外との通信を開始した。

き、貯金制度が新しく指令され、本日より実施した。

種類 普通郵便貯金のみ 年利二分一厘九毛

7 保険年金

一九四五年十二月二十五日 簡易保険業務及び郵便年金業務取扱停止 簡易生命保険及び郵便年金業務は終戦直後引継ぎ実施したが、本日附軍政府の指令により該業務の取扱を停止した。

8 燈台

一九四八年一月五日鳩間島に燈台設置 本日附本島の中森にある物見台にランプ二個をつるして応急措置を講じていたが同年九月マクラム軍政官及び部落民の協力により石油燈を廃止して電燈装置に切換え、更に八重山水産業会の協力によって燈台基礎工事が進められ、一九五〇年三月高さ三米余のコンクリート燈台が竣工、その後も引継ぎ八重山郵便局がその管理に当たっている。

◎(一) 奄美群島の郵政事業

琉球郵政事業の沿革(六八—八二頁)

1 あらまし

太平洋戦争が熾烈をきわむるにおよんで、通信施設の破壊せらるるもの多く、日本との海上交通及び通信は辛うじて存続し、終戦直後(自一九四五年八月十五日)至一九四六年二月一日も奄美群島地区内の通信事業は、日本運輸通信省に繋がっていたので、従って事業内容も日本と同様であった。その後、大島支庁の管轄を経て臨時北部南西諸島政庁の管理下におかれ、一九五〇年四月一日全琉四地区各通信部は琉球郵政庁に発展的統合をなし、事業内容も逐次改善せられ事業本来の態勢に復しつつある。

2 機構関係その他

一九四六年二月二日 日本の行政権から分離  
本日附日本の行政権から分離され、各郵便局は大島  
支庁の管理下におかれた。

支庁長 豊島至氏  
一九四六年四月一日管理部署設置  
名瀬郵便局内に管理部署を設置し、管内五九局の指導  
監督に当る。

一九四六年十月三日 大島支庁を臨時北部南西諸島政  
庁と改称  
大島支庁を臨時北部南西諸島政庁と改めた  
臨時知事 豊島至氏  
一九四七年一月十五日 無集配郵便局を集配郵便局に  
改定

左の各郵便局を無集配郵便局より集配郵便局に改定  
した。  
花徳 大島松原 西阿木名 伊仙 手々 井之川  
笠利 字宿 屋仁 赤尾木  
一九四七年二月七日 名瀬郵便局分室設置臨時北部南  
西諸島政庁内に名瀬郵便局分室を設置(電報と郵便受  
付のみ取扱)した。

一九四七年五月十七日 通信部設置  
政庁内に行政部門の一部として通信部を置く。  
通信部長 寺山豊宝氏  
一九四七年五月十七日 通信部の機構  
通信部に庶務課、業務課、原簿課、工務課の四課を  
置く。

一九四七年五月十七日 名瀬郵便局分課、  
通信部設置に伴い、名瀬郵便局に庶務課、郵便課、  
電信電話課、貯金保険課の四課を置く。  
一九四八年七月一日無集配郵便局に改定  
諸鈍 名柄 田皆 西古見 池地 与路 宇検久志  
浦上 小宿 阿木名 阿鉄 節子 篠川 阿室 西

一九五〇年三月一日 日本の定期刊行物の料金適費改  
正  
日本に於て発行せらるる新聞その他定期刊行物の郵  
便料金は、第四種の印刷物として取扱うべき処、内国  
(南西諸島相互間)第三種郵便物料金を適用すること  
になった。

(2) 郵便切手類  
一九四八年一月一日旧郵便切手類の無効処分  
終戦後は日本政府発行のものをそのまま使用してい  
たが、日本や外地等よりの引揚者でそれを所持使用す  
る向があり、通信歳入面に多大の影響があるので、軍  
命令により検印をおして使用し、その認印のないもの  
はすべて無効とした。

一九四八年六月十九日 旧郵便切手と新郵便切手の交  
換  
琉球郵便切手類沖繩に於て制定発行せられ、近日使  
用開始につき、公衆手持の検印済の旧郵便切手を新郵  
便切手と交換した。  
一九四八年十一月一日 琉球郵便切手開始  
本日から琉球郵便切手の使用を開始した。

郵便切手類の種類は左の通り  
五銭 十銭 二十銭 四十銭 五十銭 一円  
通常はがき、封緘はがき  
一九四九年七月二十日 交換郵便切手類の焼却処分  
一九四八年六月十一日 軍政府の指示により旧郵便切  
手及び郵便はがきを焼却処分に附した。  
一九五〇年二月 高額を含む郵便切手の売さばきを  
左の種別の高額を含む郵便切手の売さばきを開始し  
た

二円 三円 四円 五円 八円 十二円 十六円  
電 信  
日本運輸通信省の管理を離れた当時(一九四六年二  
月二日)の大島地区の主要通信回線は次の通りであつ

阿室 名音 市 足戸 古国 中之島 坂嶺 小野津  
上嘉鉄  
即ち、無集配郵便局は名瀬水田橋通郵便局の一局のみ  
となった。

一九四九年一月二十日 郵便局設置  
伊仙村に大田布郵便局を設置した。  
一九四九年四月十七日 通信部長逝去  
通信部長 寺山豊宝氏病氣のため逝去された  
一九四九年六月三日 後任通信部長任命  
後任通信部長には玉利貞雄氏を任命  
一九四九年六月十六日 通信部課名改称  
通信部の庶務課を監理課、原簿課を貯金保険課 業  
務課を通信課と夫々改称した。

一九四九年六月十六日 通信部工務課廃止、  
有線工務局設置 無線工務局設置  
通信部工務課を廃止し、有線工務局、無線工務局を  
新に設置した。  
一九四九年六月十八日政庁内分室廃止  
名瀬郵便局政庁内分室を廃止した。  
一九四九年十月一日電信局設置  
十島に国之島電信局を置く(人件費は村負担)  
一九五〇年四月一日 郵政庁に統合  
琉球郵政庁設置に伴い、各地区通信部は統合の為自  
然解消した。

3 郵 便(奄美大島)  
(1) 郵便業務  
終戦直後の奄美群島地区内の通信事業は、その運営  
が日本運輸通信省と繋がっていた関係上、郵便に関す  
る取扱方も従前どおりであった。  
その後、日本との行政権分離後は、臨時北部南西諸  
島政庁通信部時代を経て、郵政庁に統合され郵政局と  
なり、業務も規正されて現在に至っている。  
一九四六年八月十九日日本あて郵便料金改正

たが、其の後逐次施設の改良工夫、拡充又は電話によ  
る電信業務の取扱開始により、戦前より却つて業務は  
振興したかにも見えるが、事実上の施設は完備したと  
は言えない。  
無線 連絡  
名瀬——鹿兒島  
同——中之島  
同——早 町  
同——龜 津  
同——知 名  
同——与 論  
有 線 連絡  
名瀬——古仁屋  
同——赤木名  
同——住 用(一九四六年七月廃止)  
同——大 勝( )

一九四六年五月十二日 電報料金の改正、  
電報料金を左の通り改正した。  
一般電報料(和文十字  
欧文五字)以内 一円五十銭  
果 加(和文五字  
欧文一語) 五十銭  
一九四六年六月一日 電信業務取扱開始  
尾仁、小宿、東城、名柄、阿鉄各郵便局に電話によ  
る電信業務を開始した。  
一九四六年六月二十五日 無線連絡局の変更、名瀬、  
鹿兒島間無線連絡を名瀬、福岡間に変更の上実施し  
た。  
一九四六年十二月一日 電信業務取扱開始  
坂嶺、手々、大島松原、古里各郵便局に電話による  
電信業務を開始した。  
一九四七年二月七日 電信業務取扱開始  
名瀬郵便局臨時北部南西諸島政庁分室に電報受付事  
務に限り取扱を開始した。

日本あて郵便料金を改正した。(第一次)  
一九四六年九月七日 全琉球相互間普通々常郵便物取  
扱開始  
全琉球相互間に普通々常郵便物に限り取扱を開始し  
た。  
一九四六年十一月十日日本あて郵便料金改正  
日本あて郵便料金を改正した。(第二次)  
一九四六年十二月十日 郡内相互間の郵便に関する料  
金改正  
大島地区内相互間の郵便に関する料金を改正した。  
一九四七年二月二十五日郡内相互間に小包郵便物取扱  
開始  
大島地区内相互間に小包郵便物の引受配達事務を開  
始した。  
一九四七年五月十五日 外国あて郵便正式に取扱開始  
日本及び諸外国あて郵便物は、万国郵便条約に基い  
て取扱ひ、国際郵便として差出せることとなった。  
一九四八年十二月一日速達郵便の取扱中止  
当分の間、速達郵便の取扱を中止した。  
一九四九年八月一日 郵便に関する料金の全琉統一  
終戦後南西諸島に於ては郵便に関する料金の全琉統一  
たっていたが、全琉統一された。  
一九四九年八月一日 他地区あて小包郵便物引受開始  
軍政府布令第十八号により、沖繩、宮古及び八重山  
各地区あて小包郵便物の引受を開始した。  
一九四九年八月一日 諸外国あて航空通常郵便物の引  
受開始  
軍政府布令第十八号により、戦後中止されていた諸  
外国あて航空通常郵便物の引受を開始した。  
一九五〇年二月十四日 航空郵便料金に対する現金収  
納制の廃止  
従来航空郵便料金は現金収納制の処、本日より切手  
納付制に改む。

一九四七年四月一日 日本あて返信料前納並に別使配  
達料の改正  
日本あて返信料前納並に別使配達料を夫々改正し  
た。  
一九四七年五月十三日 日本からの着信電報の返信料  
前納改正  
日本からの着信電報「ナツ」の指定に対しては、一  
円五十銭の返信料前納証書を発行し、また金額記載の  
ものに対してはその金額の四分の一に相当する料金の  
証書を発行することに改正した。  
一九四七年七月一日 別使配達料の改正  
従来別使配達電報の配達請負料は一杆毎に十三銭か  
ら十六銭の処、一杆(片道)毎に五十銭に改正した。  
一九四七年七月一日 金十九分室と無線連絡開始  
名瀬郵便局と同局金十九分室(船舶無線連絡)を開  
始した。  
一九四七年十月一日 電報夜間配達改正  
別使配達指定の電報にて、夜間配達に係るものはそ  
の別使配達請負料は二割増のことに改正した。  
なお、夜間とは、午後八時より翌日午前七時までのこ  
とに限定した。  
一九四八年一月十日 OL第十号分室と無線連絡開始  
名瀬郵便局と同局OL第十号分室(船舶無線局)と  
無線連絡を開始した。  
一九四八年四月十日 OL第七号分室と無線連絡開始  
名瀬郵便局と同局OL第七号分室(船舶無線局)間  
に無線連絡を開始した。  
一九四八年四月十日 OL第十号分室と無線通信廃止  
名瀬郵便局と同局OL第十号分室間の無線通信を廃  
止した。  
一九四八年四月十六日 別使配達請負人に局員を便宜  
補役  
電報の別使配達には従来請負人を補役の処、労務費

一九四七年四月一日 日本あて返信料前納並に別使配  
達料の改正  
日本あて返信料前納並に別使配達料を夫々改正し  
た。  
一九四七年五月十三日 日本からの着信電報の返信料  
前納改正  
日本からの着信電報「ナツ」の指定に対しては、一  
円五十銭の返信料前納証書を発行し、また金額記載の  
ものに対してはその金額の四分の一に相当する料金の  
証書を発行することに改正した。  
一九四七年七月一日 別使配達料の改正  
従来別使配達電報の配達請負料は一杆毎に十三銭か  
ら十六銭の処、一杆(片道)毎に五十銭に改正した。  
一九四七年七月一日 金十九分室と無線連絡開始  
名瀬郵便局と同局金十九分室(船舶無線連絡)を開  
始した。  
一九四七年十月一日 電報夜間配達改正  
別使配達指定の電報にて、夜間配達に係るものはそ  
の別使配達請負料は二割増のことに改正した。  
なお、夜間とは、午後八時より翌日午前七時までのこ  
とに限定した。  
一九四八年一月十日 OL第十号分室と無線連絡開始  
名瀬郵便局と同局OL第十号分室(船舶無線局)と  
無線連絡を開始した。  
一九四八年四月十日 OL第七号分室と無線連絡開始  
名瀬郵便局と同局OL第七号分室(船舶無線局)間  
に無線連絡を開始した。  
一九四八年四月十日 OL第十号分室と無線通信廃止  
名瀬郵便局と同局OL第十号分室間の無線通信を廃  
止した。  
一九四八年四月十六日 別使配達請負人に局員を便宜  
補役  
電報の別使配達には従来請負人を補役の処、労務費

一九四七年四月一日 日本あて返信料前納並に別使配  
達料の改正  
日本あて返信料前納並に別使配達料を夫々改正し  
た。  
一九四七年五月十三日 日本からの着信電報の返信料  
前納改正  
日本からの着信電報「ナツ」の指定に対しては、一  
円五十銭の返信料前納証書を発行し、また金額記載の  
ものに対してはその金額の四分の一に相当する料金の  
証書を発行することに改正した。  
一九四七年七月一日 別使配達料の改正  
従来別使配達電報の配達請負料は一杆毎に十三銭か  
ら十六銭の処、一杆(片道)毎に五十銭に改正した。  
一九四七年七月一日 金十九分室と無線連絡開始  
名瀬郵便局と同局金十九分室(船舶無線連絡)を開  
始した。  
一九四七年十月一日 電報夜間配達改正  
別使配達指定の電報にて、夜間配達に係るものはそ  
の別使配達請負料は二割増のことに改正した。  
なお、夜間とは、午後八時より翌日午前七時までのこ  
とに限定した。  
一九四八年一月十日 OL第十号分室と無線連絡開始  
名瀬郵便局と同局OL第十号分室(船舶無線局)と  
無線連絡を開始した。  
一九四八年四月十日 OL第七号分室と無線連絡開始  
名瀬郵便局と同局OL第七号分室(船舶無線局)間  
に無線連絡を開始した。  
一九四八年四月十日 OL第十号分室と無線通信廃止  
名瀬郵便局と同局OL第十号分室間の無線通信を廃  
止した。  
一九四八年四月十六日 別使配達請負人に局員を便宜  
補役  
電報の別使配達には従来請負人を補役の処、労務費

一九四七年四月一日 日本あて返信料前納並に別使配  
達料の改正  
日本あて返信料前納並に別使配達料を夫々改正し  
た。  
一九四七年五月十三日 日本からの着信電報の返信料  
前納改正  
日本からの着信電報「ナツ」の指定に対しては、一  
円五十銭の返信料前納証書を発行し、また金額記載の  
ものに対してはその金額の四分の一に相当する料金の  
証書を発行することに改正した。  
一九四七年七月一日 別使配達料の改正  
従来別使配達電報の配達請負料は一杆毎に十三銭か  
ら十六銭の処、一杆(片道)毎に五十銭に改正した。  
一九四七年七月一日 金十九分室と無線連絡開始  
名瀬郵便局と同局金十九分室(船舶無線連絡)を開  
始した。  
一九四七年十月一日 電報夜間配達改正  
別使配達指定の電報にて、夜間配達に係るものはそ  
の別使配達請負料は二割増のことに改正した。  
なお、夜間とは、午後八時より翌日午前七時までのこ  
とに限定した。  
一九四八年一月十日 OL第十号分室と無線連絡開始  
名瀬郵便局と同局OL第十号分室(船舶無線局)と  
無線連絡を開始した。  
一九四八年四月十日 OL第七号分室と無線連絡開始  
名瀬郵便局と同局OL第七号分室(船舶無線局)間  
に無線連絡を開始した。  
一九四八年四月十日 OL第十号分室と無線通信廃止  
名瀬郵便局と同局OL第十号分室間の無線通信を廃  
止した。  
一九四八年四月十六日 別使配達請負人に局員を便宜  
補役  
電報の別使配達には従来請負人を補役の処、労務費

一九四七年四月一日 日本あて返信料前納並に別使配  
達料の改正  
日本あて返信料前納並に別使配達料を夫々改正し  
た。  
一九四七年五月十三日 日本からの着信電報の返信料  
前納改正  
日本からの着信電報「ナツ」の指定に対しては、一  
円五十銭の返信料前納証書を発行し、また金額記載の  
ものに対してはその金額の四分の一に相当する料金の  
証書を発行することに改正した。  
一九四七年七月一日 別使配達料の改正  
従来別使配達電報の配達請負料は一杆毎に十三銭か  
ら十六銭の処、一杆(片道)毎に五十銭に改正した。  
一九四七年七月一日 金十九分室と無線連絡開始  
名瀬郵便局と同局金十九分室(船舶無線連絡)を開  
始した。  
一九四七年十月一日 電報夜間配達改正  
別使配達指定の電報にて、夜間配達に係るものはそ  
の別使配達請負料は二割増のことに改正した。  
なお、夜間とは、午後八時より翌日午前七時までのこ  
とに限定した。  
一九四八年一月十日 OL第十号分室と無線連絡開始  
名瀬郵便局と同局OL第十号分室(船舶無線局)と  
無線連絡を開始した。  
一九四八年四月十日 OL第七号分室と無線連絡開始  
名瀬郵便局と同局OL第七号分室(船舶無線局)間  
に無線連絡を開始した。  
一九四八年四月十日 OL第十号分室と無線通信廃止  
名瀬郵便局と同局OL第十号分室間の無線通信を廃  
止した。  
一九四八年四月十六日 別使配達請負人に局員を便宜  
補役  
電報の別使配達には従来請負人を補役の処、労務費

一九四七年四月一日 日本あて返信料前納並に別使配  
達料の改正  
日本あて返信料前納並に別使配達料を夫々改正し  
た。  
一九四七年五月十三日 日本からの着信電報の返信料  
前納改正  
日本からの着信電報「ナツ」の指定に対しては、一  
円五十銭の返信料前納証書を発行し、また金額記載の  
ものに対してはその金額の四分の一に相当する料金の  
証書を発行することに改正した。  
一九四七年七月一日 別使配達料の改正  
従来別使配達電報の配達請負料は一杆毎に十三銭か  
ら十六銭の処、一杆(片道)毎に五十銭に改正した。  
一九四七年七月一日 金十九分室と無線連絡開始  
名瀬郵便局と同局金十九分室(船舶無線連絡)を開  
始した。  
一九四七年十月一日 電報夜間配達改正  
別使配達指定の電報にて、夜間配達に係るものはそ  
の別使配達請負料は二割増のことに改正した。  
なお、夜間とは、午後八時より翌日午前七時までのこ  
とに限定した。  
一九四八年一月十日 OL第十号分室と無線連絡開始  
名瀬郵便局と同局OL第十号分室(船舶無線局)と  
無線連絡を開始した。  
一九四八年四月十日 OL第七号分室と無線連絡開始  
名瀬郵便局と同局OL第七号分室(船舶無線局)間  
に無線連絡を開始した。  
一九四八年四月十日 OL第十号分室と無線通信廃止  
名瀬郵便局と同局OL第十号分室間の無線通信を廃  
止した。  
一九四八年四月十六日 別使配達請負人に局員を便宜  
補役  
電報の別使配達には従来請負人を補役の処、労務費

一九四七年四月一日 日本あて返信料前納並に別使配  
達料の改正  
日本あて返信料前納並に別使配達料を夫々改正し  
た。  
一九四七年五月十三日 日本からの着信電報の返信料  
前納改正  
日本からの着信電報「ナツ」の指定に対しては、一  
円五十銭の返信料前納証書を発行し、また金額記載の  
ものに対してはその金額の四分の一に相当する料金の  
証書を発行することに改正した。  
一九四七年七月一日 別使配達料の改正  
従来別使配達電報の配達請負料は一杆毎に十三銭か  
ら十六銭の処、一杆(片道)毎に五十銭に改正した。  
一九四七年七月一日 金十九分室と無線連絡開始  
名瀬郵便局と同局金十九分室(船舶無線連絡)を開  
始した。  
一九四七年十月一日 電報夜間配達改正  
別使配達指定の電報にて、夜間配達に係るものはそ  
の別使配達請負料は二割増のことに改正した。  
なお、夜間とは、午後八時より翌日午前七時までのこ  
とに限定した。  
一九四八年一月十日 OL第十号分室と無線連絡開始  
名瀬郵便局と同局OL第十号分室(船舶無線局)と  
無線連絡を開始した。  
一九四八年四月十日 OL第七号分室と無線連絡開始  
名瀬郵便局と同局OL第七号分室(船舶無線局)間  
に無線連絡を開始した。  
一九四八年四月十日 OL第十号分室と無線通信廃止  
名瀬郵便局と同局OL第十号分室間の無線通信を廃  
止した。  
一九四八年四月十六日 別使配達請負人に局員を便宜  
補役  
電報の別使配達には従来請負人を補役の処、労務費

金の関係により補役困難の郵便局は局員にても事務差し繰り之が配達差支えないことにした。

一九四八年五月一日 別使配達料の改正

電報の別使配達料を一料一円に、之が夜間配達に對しては二割増に改正した。

一九四九年四月一日 奄美群島相互開着の電報に關する料金改正

奄美群島相互開着の電報料並に特殊取扱料を改正した。

一九四九年六月十八日 政庁内分室廃止

名瀬郵便局政庁内分室を廃止した。

一九四九年八月一日 電信に關する料金一部改正

電信に關する料金が一部改正された。

一九四九年十月一日 國之島無線電信局と通信開始

國之島無線電信局を設置し、名瀬郵便局と無線通信を開始した。

一九五〇年一月五日 那覇中央無線電信局との通信開始

戦前は日本と名瀬間に無線通話を取扱ひ、また、大島地区各郵便局相互間(与論、中之島局を除く)に於ては有線電話をもつて通話事務を取扱つていたが、太平洋戦争により電話施設の破壊せらるるもの多く、終戦直後は一時停頓の状態にあったが、市内、外線共次第に復旧せられ、現在通話事務取扱局数は却つて戦前よりも増加している。

一九四六年五月十二日 電話に關する料金の改正

電話に關する各種料金を改正した。

一九四八年六月一日 通話事務取扱開始した。

通信は杜絶し、全く孤立の状態に陥り、空襲は次第に激しくなつて遂に一九四五年四月一日艦砲射撃により平良町は殆んど全焼したが、幸い群島内各郵便局は被害の差があつたのみで全焼を免れ、島内に於ては業務取扱を継続し、米軍上陸後より、宮古民政府通信部時代を経て琉球郵政庁の管轄下に入り琉球臨時中央政府郵政局となるまで業務無休止のまま現在に至つた。

2 機構關係其他

一九四五年十二月八日 米國海軍進駐、米國海軍が宮古島を占領して米軍政下におかれた。

郵便局宮古支庁の管轄となり、同月十四日米軍政官から富山常仁氏が宮古群島郵便局長に任命された。

一九四七年三月二十一日 機構の改革

軍の指示に基づき従来の宮古支庁を宮古民政府と改め、宮古島郵便局を宮古民政府通信部として宮古群島管内各郵便局の管理に當る外、従来どおり現業務事務を取扱つた。

部長兼任とし、其他部下職員も兼任であつた。

同部に庶務課、通信課、貯蓄課及び無線課の四課をおいた。

一九五〇年四月一日 琉球郵政庁に統合

琉球四地区通信部は本日より琉球郵政庁として統合、宮古群島通信部は宮古民政府より分離して宮古中央郵便局となり、局長は留任、同局に庶務課、郵便課、電気通信課及び工務課の四課が置れた。

3 郵便業務

一九四六年七月 日本へ郵便物取扱

日本在住者への送達方法なく支障を来たしていたが、ST六一八号貨物船回航によつてこれに便宜塔載し、日本へ書状の送達が開かる。

一九四六年九月十日 沖繩群島との間に通常郵便物の取扱開始

一九四六年十二月一日 通話事務取扱開始

坂嶺、手々、大島松原及び古里の各郵便局に電話通話事務を開始した。

一九四六年一月一日 電話呼出事務開始

戦時中より停止中の電話呼出事務を開始した。

一九四七年十月一日 附加使用料改正

電話附加使用料を改正した。

一九四九年四月一日 電話に關する料金改正

電話に關する料金を改正した。

一九四九年八月一日 電話に關する料金改正

郵便為替業務は、臨時北部南西諸島政庁通信部時代、戦前の例に依り、群島内に於て取扱つていたが、琉球郵政庁に統合後、一九五〇年九月一日全琉球同一枠内に統一されることになった。

郵便貯金業務は、一九四六年二月二日行政権分離によつて運輸通信省の管理を離れ、自主運営すべき事情に置かれたので、一九四六年二月三日以前の業務は同日附を以て前後を画し、従来通り業務を続行した。従つて、行政権分離前の郵便貯金に對しては取扱を停止すべきであつたが、当時の混沌たる世情によつて群島政府の責任に於いて、所謂「保証払」の過渡的臨時措置を講ぜざるを得なかつた。

その後郵政庁設置後、一九五一年五月一日全琉球郵便貯金業務の新発足により業務も取扱方等すべて統一された。

一九四六年四月二十九日 戦前郵便貯金の支払封鎖

軍政府財政命令第一号により、総ての戦前郵便貯金の支払を封鎖した。

但し、家族制限限払を除く。

一九四六年十二月四日 無集配郵便局に於ける電信為替振出事務開始

沖繩群島との間に通常郵便物の取扱を開始した。

一九四七年六月 全琉球間に小包郵便物及び諸外国との通常郵便物取扱開始

日本及び諸外国へ通常郵便物は、万国郵便条約に基いて取扱ひ、国際郵便として差出せることになり、また、南西諸島相互間に小包郵便物の引受並に配達事務が開始された。

一九四七年十一月一日 地方郵便局の集配事務継承

宮古民政府予算縮減により従業員も減員となり、従つて、宮古島本島内の地方郵便局を全部無集配局として宮古郵便局で集配事務を取扱うことになった。

一九四九年八月一日 全琉球の郵便に關する料金を統一

沖繩軍政府に於てさきに開催した第一回全琉球通信會議の結果に基いて、本日より全琉球の郵便に關する料金が統一されることになった。

2 郵便切手類

一九四六年四月一日 郵便切手の便宜措置

終戦当初は在庫中の日本政府の郵便切手とはがきをそのまま流用していたが、終戦後日本及び外地方面よりの帰還者が所持している郵便切手類をその儘使用する場合は通信歳入源に欠陥を来たすおそれがあるの

で、切手類に局長(富山)認印を押捺して之を有効切手として區別使用した。

一九四八年七月 琉球郵便切手の発売

はじめて琉球郵便切手が発行され本月より発売された。

郵便切手 五銭 十銭 二十銭 三十銭 四十銭 五十銭 一円

はがき 通常はがき 往復はがき 封緘はがき

一九五〇年二月 高額を含む郵便切手の売さばき

左の種別の高額を含む郵便切手の売さばきを開始した。

停止中の無集配郵便局の電信為替振出事務を開始した。

但し、電話架設の局に限る

一九四九年四月一日 郵便為替料金の改正

通常為替、電信為替、小為替の料金を夫々改正した。

一九四九年四月二十日 戦前郵便貯金支払封鎖解除

彙に軍政令により封鎖中の戦前郵便貯金の支払を解除した。

一九五〇年二月十日 戦前郵便貯金の支払停止

一九四六年二月二日以前(日本運輸通信省管轄に預入した総ての郵便貯金の支払を停止した。

7 保 險 年 金

大島地区各郵便局に於いては、日本運輸通信省管理時代と同様に、簡易保険、郵便年金業務の取扱を実施しつつある。

なお、その後簡易保険及び郵便年金の新規募集は一九五〇年十二月一日以降停止した。

一九四六年五月一日 簡易保険、郵便年金證書の発行者名変更

従来が発行者名簡易保険局長を臨時北部南西諸島知事と変更した。

一九五〇年二月十五日 簡易保険及び郵便年金の支払停止

一九四六年二月二日以前に於いて契約した簡易保険及び郵便年金の支払中止した。

右によつて之が掛金払込は、契約者の自由意志として掛金払込有効期間経過となつても該保険、年金の効力を失わなかつた。

◎ 宮古群島の郵政事業

琉球郵政事業の沿革(八二一八九頁)

1 あらまし

戦前、八重山間を海底電信線により、また、那覇とは無線によつて通信をしてきたが、太平洋戦争が熾烈をきわむるにおよんで通信施設は殆んど被害をうけ、群島外との通信は杜絶するのやむなきに至つた。

一九四六年二月一日 無線通信の開始

日本軍使用済の無線機を以て鹿兒島、八重山及び多良間との間に無線連絡を開始した。(それ以前は米軍用無線に依託、便宜取扱をなした)なお、台湾との連絡も試みたが不能に終つた。

一九四六年六月二十五日 日本との無線連絡変更

マ司令部からの指令に基き、鹿兒島無線との連絡を改め、福岡無線と通信することに変更した。

一九五〇年一月五日 沖繩本島との通信開始

第二回全琉球通信會議に於て琉球四地区通信部代表は沖繩本島との無線通信を協議し、軍政府の認可を俟て、那覇中央無線電信局と通信を開始した。

5 電 話

一九三二年(昭和七年)八月一日電話交換業務が開始されてから加入者数も逐年増加の一途を辿り、また、一九三八年九月には那覇及び多良間との間に無線電話の通話事務が開始される等電話施設は良好であつたが、今次戦争に於て空襲又は艦砲射撃によつて施設は破壊され、局舎南側防空壕内に交換機を移転して業務を継続したが、終戦当時は殆んど全滅の状態にあつた。

一九四六年二月一日市内電話の開通

日本軍使用電話機の払下げを受け、五〇加入を収容して市内電話の交換業務を開始した。

一九四七年一月 宮古、下地電信電話線復旧

宮古、下地電信電話線復旧して、下地郵便局に通話事務を開始した。



一九四七年二月 宮古 城辺電信電話線復旧  
宮古、城辺電信電話線復旧して城辺郵便局に通話事務を開始した。

一九四七年五月 下地郵便局市内交換業務開始  
下地郵便局加入者電話復旧して交換業務を開始した。

一九四七年六月 城辺郵便局市内電話交換業務開始  
城辺郵便局加入者電話復旧して交換業務を開始した。

一九四七年八月 八日 宮古、伊良部電信電話線復旧  
宮古、伊良部電信電話線及び加入者電話復旧して通話事務及び交換業務を開始した。

一九四九年六月 宮古、伊良部間電信電話不通  
宮古、伊良部間海底線障の為電信電話不通となつた。

一九五〇年六月二十三日、旋風の為市外線全部不通  
下地郵便局及び城辺郵便局の市外電話線は約四十分前後の突如の旋風の為全線不通となり現在もそのままになっている。

### 6 為替貯金

明治、大正、昭和の三代にかけて取扱高は漸増の傾向にあつたが、太平洋戦争が末期に近づくにおよんで住民の疎開或いは戦前戦後を通じての経済状態の不振により取扱数も減少しているが、戦前郵便貯金は一時扱つていた後凍結して、現在は新規定に基き別個に取扱つてゐる。

一九四五年八月十五日資金調達  
終戦と共に日本軍師団経理部長を局長以下四名訪問の上、軍保管の現金の一部を貯金払ふとし資金に充当のため融資交渉したが容れられなかつた。

一九四六年四月十五日日本旧円をB軍票と交換  
軍布告により日本旧円とB軍票との切替事務を郵便局で執行するよう指令を受け、切替総額千八百万円で

局内事務は極度に幅狭した。  
一九四六年七月一日 八重山との郵便為替交換  
南部琉球ニコラス軍政官を通じて、八重山との間に郵便為替取組約定を締結した。

一九四九年四月一日新郵便貯金業務開始  
軍布告により新郵便貯金制度に基き貯金業務を開始した。年利は二分一厘九毛である。

### 7 保険 年金

戦前、日本政府の貯蓄奨励などにより簡易保険郵便年金の業務も逐年増大しつつあつたが、終戦後は契約維持に対し疑義を生じ、維持の可否については契約者の自由とし、保険金支払に對してもその支払額を郵便貯金として振替預入せしめる等頗る無理変則の運営をつづけていたが、遂に左の通り業務の取扱を停止した。

### 宮古軍政官府 ◎郵便貯金及び郵便 生命保険に関する件

一九五〇年八月三日  
宮古民政府知事殿  
副軍政府長官からの下記書翰を貴下の参考及び指導の爲特筆す

1 宮古群島に於ける郵便貯金及び郵便生命保険預金者の保護対策として、当本部は下記指令の施行方を指示す

a 一九四九年二月十八日付(添付写)、支部琉球軍政府先任将校宛書、首題「郵便貯金制」の小節d(2)(b)及(c)を、一九五〇年六月十九日附をもつて廢止する。此等二小節によりなされた全ての貸附は、満期日に回収されねばならない。  
前記述の一九四九年二月十八日附の覚書の1 d

(2)(a)に認可してある。

貸附を除いて、宮古民政府並に郵便局長は、貸付金の前貸又は郵便貯金並びに郵便生命保険口座からの払戻をやってはならない、前記覚書の残余規程は、依然として有効である。

b 一九五〇年二月十日附、軍政府指令第三号、首題「郵便貯金口座並郵便生命保険に関する件」は現在有効である。

民政府は、それに従わねばならぬ

2 本規定に抵触する所の以前、発行された指令は、すべて茲に之を廢止する。

ホールカム大佐の命に依り

宮古軍政官府副司令官

陸軍歩兵大尉

J・T・コールマン

一九五〇年

通信部書類類 文書課

### ◎敗戦直後の沖繩郵政史

通信業務は、一九四五年九月四日から、書状・葉書に限って民間通信の実務が開始せられた。

米軍政府通信隊長、ハセ中尉と諮詢委員会平田通信部長は各市を駆け廻り各市役所に市長の委嘱による通信係を置く事にし、市民の書状の引受け配達をなすよう手配した。

市民は戦争中命がけて逃げ廻っているうち妻子・親兄弟とも離ればなれになってしまったので、お互に其生死も不明になり、しかも各市間の交通は禁止されているので、他市に生存しているかも知れない家族の消息も知る事がなかつた。したがって、通信連絡が許されたということは、暗中に光明を与えられた如く、焦衰して乞食の様な姿になり変つた住民一同は心からの微笑を浮べて喜んだ。各市において引受け配された書状は

一九四六年一月より米軍政府による手紙の検閲廢止される。

一九四六年四月二十四日飯沖繩人諮詢委員会は、発展的解消を遂げて米軍政府により沖繩民政府が設置せられ、諮詢委員会長志喜屋孝信氏は、多数住民代表の選挙に従い、沖繩知事に任命せられ、諮詢会各委員はそれぞれ諮詢会委員としての各担当部に相当する民政部長に任命せられ米軍政府の代行機関たる民政府として発足した。

通信部長には、諮詢会通信部担任平田嗣一がそのまま通信部長に任命せられ、左記の通りの辞令を受け

南西諸島米國海軍々政府本部  
一九四六年四月二十二日

本官八軍政府副官ヨリ附与セラレタル権限にヨリ  
ココニ平田嗣一ヲ沖繩通信部長ニ任ズ

同氏ハ米國海軍々政府ノ政策ニ基準シ勤勉忠実以テ  
右記部ノ管理ニ当ルベシ

更ニ沖繩復興ノ為適切且ツ実践可能ノ方策ヲ建議シ  
地方住民ヲ指導誘掖以テ公認ノ政策ヲ良心的ニ遂行セ  
シムルヲ其常任ノ任務トナスベシ

且又常ニ沖繩住民ノ最善ナル福利増進ニ全力ヲ尽ス  
ヲ其最上ノ責務ト心得ベシ

米國海軍少佐軍政府總務部長  
ヂェームズ・テー・ワトキンス四世

庶務課

郵務課

為替貯金課

電信電話課

工事課

知念方面行きから糸満方面行きを分離増設、刃土名方面行きから本部方面行きを分離増設、

一応全部東恩納の米軍政府内の中央郵便取扱所に集められ、ここで米軍係將校監督指導の下で沖繩人係員の手で各市宛に区分送達の準備をするのである。  
この最初の沖繩人係員としては、大城清正氏(戦前那覇郵便局長)を九月十日に採用してその業務に当らせることにした。  
この頃住民に対しては、労務賃金も無く、衣食住も米軍よりの無償配給時代であるから郵便も勿論無料で取扱われ郵便切手、スタンプ印も貼布押捺しない。そして郵便物は米軍トラックで米軍人が運送した。  
書状および葉書の内容は、相互の安否通信に限られ、米軍政府の検閲を受けることになつてゐた。紙やペン、鉛筆も容易に得られないところだから、封筒も葉書も手製の大小不揃で乱雑なものであり、その内容は、殆んど生死不明の他市家族親類に対する人探しの暗中摸索の書状である。生きて居ればこの手紙を受け取つて返事をよこしてくるであらうという考えで、ただ何市何謀賊としてあるからその配達には頗る困つた。衣食配給帳簿や、最寄で尋ね廻つて配達するのであるから、配達不能の郵便物が山積された。  
ハセ通信隊長と平田通信部長は、郵便物を配達不能にして停滞せしめないよう絶えず各市を駆け廻つた。手紙を受け取つた人は、之を誇りとし、何市に誰某が生存しているという話が市内の話題の中心になつた通信により家族が他市に生存する事を知ると、交通禁止を犯してその市に脱走する勇者も続々出るし、また他市への移動手続事務も多忙になつた。同年九月中旬頃迄には、避難民收容所が、石川・漢那・宜野座・古知屋・久志・瀬嵩・田井等・刃土名・前原・コザ・知念・平安座の十二市に整理せられ、米軍政府により市長選挙規程が発表せられたので、九月二十二、三日にわたり市長選挙が行われ、行政の初歩の陣容が整えられたので、通信機関も本来の姿に復活することにし

ついで各課長を採用し、各課職員を課長の推薦により採用して陣容を整備す。

一九四六年五月十日郵便法および郵便取扱規則(別冊)を民政府部長会議に附議決定し軍政府に許可申請をなす。

一九四六年五月十六日通信部事務所を石川の元諮詢会堂より東恩納に移転す。

一九四六年二十九日郵務課勤務比嘉秀太郎氏作製の小包用秤量器を糸数商務部長の承認を得て決定す。

一九四六年六月三日従来、月、水、金三回通送を日曜日を除く毎日通送となす。

一九四六年六月十日軍政府より郵便法および郵便取扱規則を承認せらる。

労務賃金制度が実施せられ、諸物資が有償制度の実施になったので、一九四六年七月一日より沖繩民政府管下郵便料金を有料制を実施す。

一九四六年七月一日沖繩民政府令第四号により沖繩民政府郵便法を定む

同日沖繩民政府告示第六号により沖繩民政府郵便取扱規則を定む

郵便切手類および日附印は、戦災のため皆無となり、切手印刷設備も無いので、非常措置として漸定的に郵便料金別納制度を利用し郵便料金別納印を押捺して運管に当ることとす。

料金 書状二十瓦または端数毎に参拾銭普通はがき拾銭、往復ハガキ式拾銭、封緘はがき参

拾銭

大行囊・小行囊は住民用として軍が雑穀類包装に使用せる以(麻袋)を配給所より無償配給を受けて代用し、賃金制実施諸物資有償時代になっては一枚五拾銭で購入使用す

区分欄は、一面縦横共三寸四方に区切られたる高さ三尺横凡一間の箱を屋我石川工務課長より貰い受けて

伊江、

一九四七年三月十九日沖繩民政府告示第十二号により三月二十一日左記郵便局を設置す。

佐敷

一九四七年三月末現在郵便局数五二局

一九四七年四月八日沖繩民政府工務部経営の公営バス運行に伴ない、従来通信部自営の郵便通送を廃し郵便物は公営バスに託送すその線路左の通り

刃土名線(名護、羽地、大宜味、国頭、本部線、那覇、真和志、読谷、恩納、本部、今帰仁、瀬嵩線、与那原、西原、石川、久志、屋慶名線、南風原、首里、宜野湾、越來、与那城、島尻一周線、小禄、糸満、三和、具志頭、知念、玉城、佐敷は直接本部と)

一九四七年五月一日価格表記料、表記金額式拾円迄毎に拾円式拾銭を五拾銭に改正申請却下せらる。

一九四七年五月十五日琉球列島に対し万国(独逸を除く)郵便業務取扱を許可せられたる外軍政本部よりの指令文書五月二十二日接受したるにより各局への通達の日時を考慮し五月二十六日より実施要項左の通り

琉球列島米軍政本部

一九四七年五月十五日

琉球列島に関する万国郵便業務の件

沖繩知事

一九四六年八月二十三日琉球列島米軍政本部書翰「民郵便業務に関する件」は本書費着と同時に廃棄す。

1、琉球列島、日本間の郵便は今後内国郵便として取扱はず外国郵便と着せし処理すべし

2、世界各国との郵便物交換は沖繩をも許可せらるる一九四七年五月十五日より実施せらる一九三九年五月二十三日附フェノス・アイレス万国郵便聯合規約の諸条項は右の交換をも之を適用す。

使用す。

小包用秤量器は米軍寝台用蚊帳吊の棒を桿に分銅は鉛を以て適宜作製使用す

書状用は重量の標準封筒を作製して手上感覚によりしむ

郵便式紙類は、復写式不能のため凡て謄写摺として使用す

一九四六年七月一日左記郵便局を設置す、浦添、西原、小禄、北中城、中城、三和、屋部、具志頭、恩納、

一九四六年七月五日東恩納における民政府各部門に戦後初めての電話交換業務を開始す、

一九四六年七月十八日、うるま新報第三種郵便物認可

一九四六年八月一日より左記郵便局名を括弧内の局名に改称す、

刃土名(国頭)

田井等(羽地)

瀬嵩(久志)

野嵩(宜野湾)

久志(久辺)

知念(玉城)

一九四六年八月十三日沖繩民政府告示第十一号により八月十五日より左記郵便局を設置す、

粟国、渡名喜、渡嘉敷、屋我地、美里、真和志

一九四六年九月一日現在郵便局数四二局

一九四六年九月十日より日本との郵便取扱を開始す

1、沖繩群島と日本間の通信を許可す、

沖繩における通送および郵便料金に関する責任は貴下(沖繩知事)が負うべき事

2、日本における通送および郵便料金に関する責任には日本通信院が当る

3、沖繩および日本間を運航する日本海上輸送船を

3、郵便物とは左のものを謂う。

a 書状、b 郵便はがき、c 往復はがき、d 業務用書類、e 印刷物、f 万国郵便聯合条約第百二十二条乃至百二十五条に規定する商品見本および小形包装物

g 沖繩向小包の最終配達料金一封度迄十六センチメートルを承諾する各国および米国の沖繩宛贈答用小包類

右贈答用小包は重量土封度を限度とし内容は救済用として必須なる品目即ち腐敗せざる食糧品・衣類・石炭ならびに郵送可能な薬品等に限定す。

この小包には「贈答用小包」と表記すべし

4、那覇は右の集配港として指定され外国郵便に就いては全琉球列島に亘り之に当るものとす。

何れ外国郵便輸送して移転を要するに至るまでは知念所在の中央郵便局を集配局とすべし

右集配局において他の琉球列島よりの外国郵便物の集配および処理をなすべし

琉球列島にて発送され且つ島内宛の郵便物は内国郵便物として取扱うべし

5、左記料金を外国郵便物に課すべし

種別	重量単位	料金	重量制限
a 封書	二〇瓦迄	一、五〇〇	二キロ
b はがき	普通はがき 往復はがき	一、〇〇〇	二キロ
c 印刷物	毎五〇瓦	一、〇〇〇	二キロ
d 盲人用点字印刷物	毎一、〇〇〇瓦	一、〇〇〇	二キロ
e 業務用書類	二五〇瓦迄 五〇〇瓦を増す 毎に	二、〇〇〇	七キロ
f 商品見本	一〇〇瓦迄 五〇〇瓦を増す 毎に	四、〇〇〇	二キロ
g 小形包装物	五〇瓦を増す 毎に	二、〇〇〇	一キロ

利用してよい。

4、日本の港に到着する民間通信物は、日本通信院の手で聯合國最高司令部所属民事検閲分遣隊の監督にある福岡・大坂・東京検閲所の中最高の検閲所に廻送される。発送の郵便物は凡て右の検閲所の中何れかで検閲を受ける。

5、貴下は、沖繩群島よりの差出郵便物取扱をなすに要する入用品を決定しその前記諸項に基づき郵便機構を樹立することをここに指令す、

これに関して執るべき措置を具体的に記述せる報告書を提出してもらいたい。

日本宛料金封書五拾銭はがき拾銭

一九四六年九月八日郵務課長金城棟香は、南大東郵便局新設のため同島へ出張

一九四六年九月十六日南大東郵便局を設置す(一九四六年九月一日沖繩民政府告示第一三三号)

一九四六年十二月二十一日与那原郵便局を設置す(一九四六年十二月二十日沖繩民政府告示第二五五号)

一九四六年十一月二十一日左記郵便局を設置す(一九四六年十一月十五日沖繩民政府告示第二二二号)

東風平、兼城、那覇、

一九四六年十二月末現在郵便局数四七局

一九四七年二月二十八日通信部を東恩納より知念に移転す(民政府の移転に伴う)

一九四七年二月十九日沖繩民政府告示第六号により二月二十一日読谷郵便局を設置す。

一九四七年二月十一日文書を以て琉球郵便切手発行方を軍政長官に申請す。

一九四七年三月八日沖繩民政府告示第九号により三月十一日左記郵便局を設置す。

知念、北谷、

一九四七年三月十八日沖繩民政府告示第十一号により三月十一日左記郵便局を設置す。

6、通信部保管中の郵便物の取扱および奪取を防ぐため、然るべき手配ありたし

7、琉球列島の万国郵便業務施行細則に就いての質問は軍政府通信係得校に口頭を以てあるいは軍政副長官に文書を以て之をなすべし

一九四七年七月三十日予算縮減により久辺郵便局廃止

一九四七年七月一日現在郵便局数一局

一九四七年七月十日「Q〇〇2」LSTより最初の外国郵便物締切郵袋八十一個到着

一九四七年十月一日沖繩民政府郵便徽章を左記の通り制定す

表示朱書(通信クツ)

日本の切手・収入印紙・葉書を代用切手印刷の設備なきため、琉球郵便切手、葉書発行迄の暫定措置として予て日本政府発行の郵便切手、葉書、取寄方軍政府に要望の処、一九四七年十月八日受入、同年十月三十日より各郵便局に配布十一月一日より一般に売出す。

右日本切手収入印紙、葉書は戦前より各郵便局や個人の手持ちあるいは日本より帰った人々の持参したものと判別するため、今回日本より取寄せ通用する切手・収入印紙・葉書の印面に当時の通信部長の私印(平田)を黒色で押捺した。

その種類量次の通り(切手少量に付品切の時は料金別納で処理)

217

種	類	軍政府より受入量	売残数量
10 銭	日本切手	14,000	3
20 銭	日本切手	14,000	359
30 銭	日本収入印紙	14,000	0
50 銭	日本切手	14,000	7,724
1 円	日本切手	2,000	53
15 銭	日本はがき	70,000	30,780
30 銭	往復はがき	1,000	748
30 銭	封緘はがき	1,000	161

註 十五銭日本はがきは、現行料金に従い十銭で売  
る。  
三十銭往復はがきは、現行料金に従い二十銭で売  
る。

一九四八年六月末現在の各郵便局残高は返納せしめ  
保官していたが、一九四九年五月二十六日、拾銭、式  
拾銭、五拾銭、壹円の各切手および封緘はがきは焼  
却、通常はがき、往復はがきは以後通信事務の印を押し  
て事務用として使用する。

日本切手と同時に日本より日附印、郵便秤量、小包  
自働秤、自転車、時計、算盤、金庫、(大小)、その  
他式紙類多数入荷あり、これまでの暫定的措置方法を  
夫々復旧す。  
ただし、日附印は年活字、局名活字なきため未使  
用。

一九四七年十一月一日当分の間到着事務に限り国際  
航空郵便取扱開始を許可せらる。  
一九四七年十一月二十日限り外国小包重量十一封度

種	類	政府より受入量	売残数量
5 銭	切手赤紫色 蘇鉄	35,000	391
10 銭	切手緑色 白百合	65,000	7,521
20 銭	切手緑色 蘇鉄	97,500	34,442
30 銭	切手朱色 唐船	130,000	9,464
40 銭	切手黒青紫白百合	62,500	33,118
50 銭	切手黒色青色唐船	142,500	30,213
1 円	切手青色 農夫	136,000	46,174
10 銭	はがき	184,000	111,300
20 銭	往復はがき	134,400	124,000
50 銭	封緘はがき	150,400	140,000

より受入れ、同年七月一日から発売された。右第一回  
琉球切手葉書種類数量左の如し、

註 切手は裏糊付、ミシンかけ、パラフィン紙。  
この新切手・葉書発行に当り、志喜屋沖繩知事、平  
田通信部長から軍政府クレグ副長官に対し、琉球独  
特の新切手、葉書の発行は琉球有史以来初めての事で  
琉球郵政史に特筆するべき歴史的事蹟であるとして、  
感謝状を提出した。

一九四八年七月一日より島内郵便料金、外国郵便料  
金値上げとなり新葉書三種発行せらる。  
通常はがき十五銭、往復はがき三十銭、封緘はが  
き五十銭

外国郵便料金は葉書一円五十銭三円となったが、  
航空郵便は航空切手の出来る迄料金別納となつて  
いる。

一九四八年七月十日沖繩タイムス新聞第三種郵便物  
認可  
一九四八年八月一日日本政府より取寄せたる郵便行

を二十封度に引上実施(十一月十四日軍政府より通  
知)  
一九四八年三月十五日通常郵便物に限り国際航空郵  
便取扱開始を許可せらる。

航空料金 はがき 封書  
日本向 三円 五円  
ハワイ向 五円 十円  
南北米向 七円 十円  
一九四八年四月一日那覇国際郵便交換局創立、局長  
幸地長栄

一九四八年四月一日沖繩民政府機構改革に伴ない通  
信部機構を左記の通り変更し、課長、局長の異動を行  
なう。  
旧、庶務課、郵務課(外国郵便事務兼任)通信課、  
工務課、  
新、庶務課長 安国安祐、業務課長 金城伸香  
工務課長 船越義信、

敗戦直後における切手葉書の沿革、  
敗戦直後一九四五年九月四日より通信開始、無料郵  
便時代十ヶ月、その次に有料無切手時代(郵便料金別  
納制利用)十五ヶ月、日本切手代用時代九ヶ月、その  
間琉球自体の切手葉書を懸望するもの切なるものがあ  
り、その最初に左記図案(比嘉秀太郎氏作品)を提出  
したが、沖繩軍政府としては東京のマツカサ一総司  
司令部の承認を求めたとみえて、マツカサ一総司司令部  
から却下になった。その経過左の通り

- 図書
- a 王冠、(琉球語、タマンチャイブイ)琉球王国時  
代に支那皇帝より冊封の時送られたもの
  - b 守礼門、琉球前王城に立っていた門
  - c 三つ巴、琉球王の紋章
- 却下  
その理由

この図案は一二世紀から一八七九年迄、琉球を支配  
した琉球王朝(尚家)の象徴である。琉球王は王の位  
を廢せられ、東京に居住することになり、その王國は  
沖繩県として組織代えとなり王の子孫に日本の貴族の  
称号を与えられている。  
王冠はその琉球王のものである。守礼門はその前琉  
球王宮の前に立っていた門の絵である。三つ巴はその  
琉球王朝の紋章である。  
切手の如きものは、宣伝手段となるものである。  
しかして上記図案の如きは芸術家が芸術として収集し  
たり芸術として工夫研究することはよからう。しかし  
そうでなくして宣伝手段たる切手として使用するとす  
れば琉球王朝の子孫のために将来の王位を忍ぶ宣伝手  
段としての効果を奏する事になるであらう。故に上記  
図案は承認出来ないということ、また琉球における  
民主主義の動機に遠ざかった上記三種の図案がその意  
味において民主主義を象徴する図案に書代へられるこ  
とを勧告するというのである。

- a 沖繩地圖に鳩、世界平和に効せんとする沖繩  
の姿を象徴す。
- b 唐船、古来沖繩人が東亞貿易の中樞をなし最近  
東亞南北米へ移殖民として発展せしこと、日本  
各府県の第一位を占めた雄飛性の象徴としての  
昔の貿易船
- c 農産勇士、沖繩復興國産のため黎明に鋳を持つ  
農産勇士
- d デイゴ、ソテツ、ユリ、何れも琉球特有の植物  
右の図案のうちb・c・d三種が承認され、初回の  
琉球切手として一九四八年六月七日左記の通り軍政府

各局常備数を制定本日より一斉に使用す。  
沖繩における行儀使用権数

- 並甲一〇、二〇〇 並乙一〇、五四〇
- 赤甲三、〇〇〇 赤乙八、〇〇〇
- 一九四八年八月一日上本部郵便局設置
- 一九四八年八月末日現在郵便局五二局
- 一九四八年九月九日沖繩毎日新聞第三種郵便物認可  
現在第三種郵便物認可三
- 一九四八年九月二十日宜野座局久志局間通送便改  
善、従来久志局宛郵便物は、直接知念発瀨瀧行バスに  
託送の処、これが廢止に伴ない久志局宛郵便物はバス  
事務員に依頼辛じて運行するの实情に鑑み今回久志局  
に通送員一名を増置、毎日宜野座、久志局間を執行せ  
しむ。
- 一九四八年九月十六日沖繩民政府告示第二十三号郵  
便規則第五十四条による交通困難の孤島山間僻地を左  
の通り定む

- 上本部局 具志堅 上原
- 本部局 水無島
- 久志局 開墾小、ウンダチ、美謝川、
- 今帰仁局 西山原、東山原、マビト山、トム  
イ山、ヒナヌ
- 羽地一局 源河の内、オーシツタイ、福地原  
真喜屋の内大川、喜原、田井等  
の内大川、川上の内大川、親川の  
内大川、伊佐の内金川、
- 名護局 爾志川、城山、アキラカ開墾、ヤ  
イヤヌ、中山、東江原、
- 大宜味局 クマール、ウロト、猪付、イヤガ  
イ、ムター、カレル、福地、
- 屋部局 三ツ堤、宇茂佐内山、鳥山堀、安  
和志川、内山、我謝、如古、阿佐  
巾川、山筋、錫久保、親川、

国頭局 美作、ガツン原、スレー開墾、ウ  
ニ川、福地小、新垣小開墾、ユツ  
シ、イシチニフ、ヤナヌ、

- 知念局 久高島
- 久米島局 奥武島
- 伊是名局 具志川、ヤナハ
- 伊平屋局 野浦
- 渡嘉敷局 前
- 座間味局 阿嘉、慶留間、屋嘉比、
- 一九四八年九月十六日マツカサ一総司司令部通信担  
当職員ハッシ氏通信部監ニ付同氏へ要望事項左の如  
し、

- 1、無線有線(海底線を含む)電信および無線電話  
を戦前並に諸外国と通信再開方取計はれたし、
- 2、通信事業復旧上必須なる資材(電信、電話およ  
び郵便用資材)等を提供方取計はれたし、
- 3、通信事業管理および運営研究のため、日本へ研  
究生派遣または日本より權威ある講師を招聘方  
取計はれたし、
- 4、沖繩発諸外国宛郵便料金を引上方取計はれたし
- 5、日本、沖繩間にも小包郵便制度を再開してもら  
いたい。
- 6、戦前の郵便貯金、保険年金、債券を整理、債  
還、斡旋方取計はれたし、
- 7、沖繩人の文官恩給支給斡旋方取計はれたし、
- 8、事業上必要の参考書類を提供斡旋方取計はれた  
し、
- 9、以上各項に対する経費に軍支出としてもらいた  
い、
- 10、日本から取寄せた、通信資材および郵袋に対し  
約一七〇万円琉球列島貿易庁から請求がある  
が、貧困なる民財政では支払能力が無いから復  
興費(米援助資金)で支払ってもらいたい。



は許可される旨が明記されている。現在の特免による事業活動に關係する特別の条件は彼等の許可申請の許可や琉球政府外資投下免許証にする彼等の事業活動を許可することを期したのである。

それで米国軍隊に対する物品サービスの提供を行なう事業に対しては民政官によって発行された特別免許証に従って事業活動を行なう事を許可されたのである。かような特免はその事業が米国軍隊及びその代行機関に欠くべからざる間引続き有効である。

### ◎CAT航空へ免許許可

外資委第 号

一九五六年七月 日

琉球政府  
行政主席 比嘉秀平

沖繩中央局私書函第二二四号  
株式会社シビル・エア・トランスポート殿  
拜啓(免許証進達文書案訳文)

特別免許証に代つて、琉球政府免許証に基づいて事業活動に従事するため、貴殿が提出されました申請書を受取致しました。

添付してあります免許証はその目的のために発行致します。該免許証の受諾について当事務室までお知らせ下さい。併せて、一九五六年七月三十一日現在の貸借対照表と資産目録表を提出して下さい。当政府職員或いは小官でお力添出来ることがありましたら、御一報下さい。

外資導入免許証JFB第五三一号

(株式会社シビル・エア・トランスポート)  
一、シビル・エア・トランスポート航空会社(米国防務省ラウエア州)、ワン・ウエン・サン、チュ・イー・チェン、及びチェン・エン・チュンを多数株主とし、中華民國(台湾)において設立された株式会社

シビル・エア・トランスポート(以下被免許人と称す)に対し、茲に、一九五三年十一月一日付民政府布令第九〇号「琉球列島における外国人の投資」の規定及び左の条件に従つて事業を行なうことを許可する。

(免許証案訳文)

二、本免許証により許可される事業は左のとおりとする。

a、定期航空業務として又は契約によつて沖縄と他の地域間の旅客、貨物及び郵便物の航空運送業務を行なうこと。

左の条件に従つて、琉球列島内における沖縄・宮古・八重山間の旅客・貨物及び郵便物の契約に基づく航空運送業務を行なうこと。

1、琉球列島内における航空業務に關し米国防務省・民間航空局及び琉球列島米国民政府の必要とする諸条件、並びに米空軍飛行場の特別使用に關する規程、

2、航空機、それに伴う設備及びそれに配置されるべき職員は、國際飛行に關し被免許人に準應するべき諸基準又は規程に従つて常時完全な状態に維持しなければならない。被免許人は、空軍指令及び手続に従い、宮古において必要な着陸施設及びターミナル施設を適切に施し且つその安全を図らねばならない。被免許人が宮古にある米空軍司令部の施設を引受けそれを使用する場合、それに依つて前文に規程された本来の責任を免するものではない。

3、琉球政府は石垣市にある航空用滑走路に關し最低限の保全を図ることに同意したるもその施行につき法的責任または義務を負うものではない。

被免許人は自己負担で必要な勤務者、業務及び諸設備を施し、滑走路の安全を図り、且つ、旅客、貨物又は滑走路附近の人及び施設に危険を与えないように滑走路上の発着を安全にしなければならぬ。

なお被免許人は自己負担で燃料その他の補給及びそれに伴うサービス等の必要な準備をなさねばならない。

b、那覇空港ターミナル及び美里村島袋にある泡瀬メードーショッピングセンターにおいて、前項に規定された業務の依頼人に対する旅行災害保険及び航空貨物保険の取次業務を含む切符販売所の経営を行なうこと。

c、第二節の項に規定された航空業務に必要な設備又は施設の経営

三、被免許人は第六節の規定に従つて、この認可事業の経営に必要な物品の輸入及び琉球列島から転送するべき保険料金及び運送料金の送金に必要な外国為替送金をなすため、琉球の外貨資金を利用することが出来る。

四、被免許人は利益の発生した年度(5)の認証済貸借対照表及び損益計算書を琉球銀行に提出した後、この認可事業の経営により生じた、純益税金差引後を外国為替として送金することが出来る。

右利益送金は当該課税年度の末日から十二ヶ月以内に完了しなければならない。

五、被免許人がその事業財産を処分する場合は、当該財産の売上金送金申請については公年に考慮される。但し、被免許人が実際に投資をなし、且つ、琉球銀行に登録した認可投資総額を上廻つての送金をするための外貨の割当に關する事前許可は与えられない。

六、外国貿易及び外国為替取引は凡と琉球列島において効力を有する外国貿易及び外国為替取引に關する

法現に従つて行なわなければならない。

七、本免許証は

a、如何なる特定個人と雖も、正規の出入域許可証なしに琉球列島への入域または在留を許可するものではない。

b、琉球列島において効力を有する法規、納税その他の義務の履行を免するものではない。

c、本免許証に規定された以外の事業の経営を許可するものではない。

八、本免許証は一九五六年八月一日から有効とする。

但し、被免許人は右期日以前に本免許証の受理書を琉球列島における被免許人の營業に關し、是迄、琉球列島米国民政府が発行した特別外資導入免許証及びその他の許可証は右期日を以つて効力を失うものとする。

九、琉球列島における被免許人の營業に關し、琉球政府の発行した免許証または許可証は本免許証の効力を待つて効力を失う。

一九五六年 月 日

琉球政府  
行政主席 比嘉秀平

### ◎民間航空事業に

対する弁務官返書

一九五七年・一一・一九

一、一九五五年七月一四日民政副長官の承認によりCAT航空に対し、七月二十七日免許第二〇六七号を交付し、沖縄・先島間の民間航空事業が許可された。

二、CATとチャーター契約で航空事業に従事する業者に沖縄旅行社が選ばれ、正式にチャーター契約がなされた。(七月二十二日)

三、琉球における航空事業に關する以前の布告又は日本航空法についていかなる解釈も適用しないと考える。従つて民間航空事業に關する限り事前に当府の審議と認可を受けなければならない。

高等弁務官に代りて

行政官 GA·WALK

### ◎日航へ免許許可

外資導入免許証JFB第一七三号

(日本航空株式会社)

一、日本法人、日本航空株式会社(以下被免許人と云う)に対し、高等弁務官布令第十一号「琉球列島に於ける外国人の投資」及び左の条件に従つて、琉球列島において事業に従事することを許可する。

二、本免許証に許可される事業は左記の通りとする。

記

a、沖縄を往復する旅客・貨物及び郵便物の定期的又は契約による航空輸送。

b、那覇空港ターミナル及び島袋の泡瀬メードー・ショッピングセンターにおいて、右二aの業務に關係する顧客への旅行災害保険及び航空貨物保険の販売を含む切符販売所の経営。

c、右二aの業務に必要な航空サービス施設の運営。

三、本免許証の発効日は一九六〇年六月一日とする。

被免許人に発行された外資導入免許証JFB第五〇九号並びに同免許証で廢止したすべての免許証は、一九六〇年六月一日現在で無効となる。

(ニューヨーク法人)

パンアメリカン、ノースウエスト等同文

附録 ○政治経済史年表

年	月	日	一般政治経済事項
一九四五	八	一五	日本政府ポツダム宣言受諾、無条件降伏。
	八	二〇	沖繩臨時諮詢会設置。
	九	二五	沖繩十六地区で戦後第一回市長選挙。
一九四六	一	二九	総司令部覚書により北緯三〇度以南の南西諸島の行政、日本政府より分離。
	四	一一	諮詢会による知事選挙。
	四	一五	第一次通貨交換。(旧日本銀行券をB型軍票へ一対一の比率で交換、唯一の法貨とす。)
	四	二四	沖繩民政府を創設、初代知事志喜屋孝信氏任命さる。
	五	一一	公務員、軍雇用者に対する賃金制度の実施、軍雇用者時給二円三〇銭、六〇銭支給さる。
	六	一五	補給物資有償配給制となる。
	七	一一	沖繩群島の軍政、海軍より陸軍に移管。
	八	一五	第二次通貨交換。(沖繩群島の米、法貨B型軍票より新日本銀行券に二対一の比率で交換さる。)
	八	一四	南西諸島引揚者持参金一人千円以内と大蔵省告示。
	八	一七	本土よりの沖繩帰還者十四万人の送還、第一船入港。
	九	一八	琉球列島貿易庁設立。(官営貿易開始、主に列島内相互の物資交流に従事)
	一〇	一一	裁判制度を確立、司法自治の発足。

年	月	日	一般政治経済事項
一九四七	四	四	新聞社を民間企業として認可。
	八	一〇	沖繩群島における課税手続きの設定、実施の件軍指令。(戦後租税制度の発足)
	八	二九	民政府公営バス創設。
	一	一七	市町村財政、補給物資売上金をもつて充当することに決定。
	一	二五	補給物資価額三、四倍程度に値上げ。
一九四八	二	一一	新選挙法による市町村長選挙。
	二	二八	琉球銀行創設さる。
	二	二九	沖繩中央銀行、沖繩銀行と改称。
	三	一	琉球銀行設立に関する軍政府布令第一号公布さる。
	五	四	琉球列島軍政長官イ、ゲルス少将着任。
	五	九	通貨切替に関する特別布告公布。
	六	二六	沖繩銀行、琉球銀行に吸収合併。
	七	一一	第三次通貨交換(全琉の通貨B型軍票に統一さる。)
	七	一五	沖繩水産試験所創設。
	七	三一	本土引揚者所持金B円との交換比率一対一と決定。
	九	一〇	自由経済実施の布告第三号公布。
	一〇	二四	商業、配給機構の官営制度廃止、自由企業制度実施。
	一一	一一	通貨交換時の封鎖預金解除さる。
	一二	二八	戦後初の移民をペルへ送り出す。
一九四九	一	二五	琉球生命保険会社創設。
	一	二五	琉球生命社労災業務開始

年	月	日	一般政治経済事項
一九五〇	一	一七	食糧配給、補給率五〇%から三〇%に引き下げ、同時に価格は米六・三倍、小麦粉九・一倍に引き上げ。
	一	三二	補給物資半額に値下げ。
	三	一一	日本政府、沖繩への旅券発行開始。
	三	二九	軍労務賃金、初めて弗予算化され以後琉球の弗受取りとなる。年間約五五〇万弗
	四	一一	沖繩軍政府新設。
	四	二二	沖繩無尽、那覇無尽、共栄無尽創設。
	五	一一	八重山無尽創設。
	六	一一	布告第五号「金融機関(戦前の)閉鎖及び支払停止令」公布
	六	二八	民政府知念から、那覇市上之山校跡へ移転
	七	二五	琉球軍政副長官にシャーマン准将就任。
	八	二〇	琉球列島貿易庁、琉球貿易庁と改称、以後主に対日貿易に従事す。
	九	一一	補給物資価格値下げ、用度補給庁知事管下に入る。
	一〇	二七	琉球軍政副長官シーツ少将就任。
	一一	一八	日琉金融協定、貿易協定締結。
	一一	一七	沖繩運輸、合同トラック両株式会社創設。(戦後初の民間バス会社)
	一二	一九	十三万円の偽造B円流通寸前に糸満で発覚
一九五〇	一	一七	食糧品、大幅値下げ発表さる。
	一	三二	沖繩、協同、首里三バス会社創設。(戦後初の民間バス会社)
	二	一七	琉球海運株式会社創設。(戦後初の民間海上運輸)

年	月	日	一般政治経済事項
一九五二	二	一	戦後初めて民間方式による輸入貿易始まる。民政府「琉球列島における外資導入政策」について声明を発表。
	二	二〇	農業センサス実施
	四	一	琉球列島民政長官リッジウェイ中将就任
	四	一三	日本の民間方式貿易開始に伴ない当地でも同方式による輸出始まる。
	四	一六	琉球郵政庁創設。(全琉郵便事業の統一)
	四	二七	B円の対弗為替レート一対二〇の単一固定レートとなる。軍労務賃金を替レートと変動で一挙三倍となる。
	五	一〇	琉球貿易庁、商業弗資金による輸入品の入札開始。
	五	一〇	みやこ無尽創設。
	六	一〇	琉球復興金融基金創設。
	七	一一	沖繩食糧株式会社創設。(主食配給機構、民間会社へ移管)
	七	二七	補給物資価格引下げ。
	七	二七	琉球列島軍政長官マクローア少将就任
	九	二二	琉球石油株式会社創設。(油脂燃料販売機構、民間会社へ移管)
	九	二二	油脂燃料類二・四倍程度値上げ。
	九	二三	琉球火災海上保険株式会社創設。
	一〇	二〇	琉球銀行外国為替銀行に指定さる。
	一〇	二〇	公選知事による四群島政府発足。
	一一	二〇	軍政府布令第二六号「琉球列島における外国為替及び外国貿易」公布。
	一一	二〇	琉球軍政府の名称は廃され、琉球列島米国民政府(USCAR)と改称。
	一一	二〇	マツカール少将琉球列島民政長官、ピート少将副長官に就任。



琉球史料 第一集 目次

宣言・条約及び軍布告

- カイロ宣言……………一
- ポツダム宣言……………一
- 米國海軍軍政布告第一号……………二
- 対日平和条約……………二
- 講和条約第三条に基づく琉球列島における米國の権限に伴なう布告……………八

一、一般行政

沖繩諮詢委員會のころ

- (一) 沖繩諮詢委員會記録……………八
- (1) 阪沖繩人諮詢会設立と軍政府方針に関する声明……………八
- (2) 阪沖繩人諮詢會議録(一九四五・八・一五)……………一〇
- (3) 阪沖繩人諮詢會議録(一九四五・八・二〇)……………一四
- (4) 第一回沖繩諮詢委員會會議録……………一八
- (5) 軍政府に提出した諮詢委員の各地区視察報告……………一九
- (6) 市の行政機構に関する諮詢委員會會議録……………一九
- (7) 諮詢委員會その他により知事候補選挙の會議録……………二〇
- (8) 戦前の県会等について諮詢會議……………二三
- (9) 諮詢会最後の各部長會議録……………二五
- (二) 各部の設置及び各部長の任命……………二八
- (1) 沖繩農務外四部の設置……………二八
- (2) 沖繩勞務部の設置……………三〇
- (3) 沖繩知事官房組織に関する件……………三〇
- (4) 各部長の任命辞令……………三一
- (三) 各部中央並に地方機構及び実情経過……………三一
- (1) 各部の中央並に地方機構及び実情経過……………三二
- (2) 食糧及び部落移動等の陳情……………四七
- (3) 大浦崎在住民の移動陳情……………四七
- (4) 今帰仁村民の郷村への復帰移動の陳情……………四八

民政府のころ

- (一) 民政府創設……………五九
- (1) 沖繩民政府創設に関する件……………五九
- (2) 知事任命の辞令……………五九
- (3) 沖繩民政府知事任命式記録……………六〇
- (4) 部長、市町村長任命の認可……………六五
- (二) 機構改革に関する類……………六五
- (1) 沖繩工務部の組織……………六五
- (2) 沖繩民政府機構図……………六五
- (3) 局課の統合に関する課長発令……………六五
- (4) 民政府移動後における各部庁舎配置図……………六六
- (5) 琉球列島貿易庁設置……………六六

- (6) 民政府機構改正……………七一
- (7) 沖繩米穀生産及び土地開拓部設置……………七一
- (8) 改正機構図表に関する件……………七二
- (9) 民政府機構改革に伴なう部長の進退……………七四
- (10) 補給庁民政府に統合……………七五
- (11) 工務部を知事管下におく件……………七五
- (12) 民政府機構改革による部長任命……………七五
- (13) 琉球郵政庁の設立……………七五
- (三) 公文書式文例及び官制……………七六
- (1) 公文書式文例……………七六
- (2) 沖繩民政府官制……………七八
- (3) 民政府諸官に対する辞令書式……………八七
- (4) 大東支庁長に対する委任事項……………八八

(四) 部長會議

- (1) 市町村選挙について軍との会談……………八九
- (2) 商務部長糸数昌保氏の意見……………八九
- (3) 部長會議……………九〇
- (4) 定例部長會議……………九二
- (5) 臨時部長會議……………九五
- (6) 部長會議……………九九
- (7) 部長會議……………一〇〇
- (8) 部長會議……………一〇一

(五) 知事會議

- (1) 八重山支庁長との会談……………一〇二
- (2) 四知事會議……………一〇三
- (3) 四知事會議……………一〇五
- (4) 四知事定期会合を軍に陳情……………一〇八
- (5) 四知事會議……………一〇九

(六) 先島群島行政

- (1) 先島群島行政に関する件……………一一一
- (2) 宮古、八重山行政統合案……………一一二
- (3) 先島の概況……………一一五

(七) 琉球列島における統治

- (1) 琉球の政府について……………一三一

- (5) 緊急市長並に市會議長會議開催方要請の件……………四八
- (6) 沖繩人の政治、経済福祉に関する問題につき具申書……………四八
- (7) 食糧配給に関する陳情……………四九
- (8) 新都市建設方に関する請願……………五一
- (9) 沖繩本島在住久米島住民の帰郷方に関する陳情……………五一
- (10) 沖繩本島久米島間郵便通送について請願……………五二
- (11) 平安座市解消に対する意見書……………五二
- (12) 伊江村民の帰郷促進についての陳情……………五二
- (13) 久志村在住伊江島住民の移動請願書……………五三
- (14) 慶良間列島の食糧事情及び人口移動に関する陳情……………五四
- (15) 伊平屋村の食糧、被服並に日用品配給陳情……………五四
- (16) 軍資材払下方の請願書……………五五
- (17) 八重山島民の帰郷陳情……………五五

(五) 軍布告・その他

- (1) 金融機關の閉鎖及び支払停止令……………五六
- (2) 財産の管理……………五六
- (3) 紙幣、両替、外国貿易及び金銭取引……………五八
- (4) 屋敷収容中の捕虜解放……………五八
- (5) 沖繩人朝鮮より帰還……………五八
- (6) K.C.I.V.の三字記入の軍指示……………五九

(一) 民政府創設

- (1) 沖繩民政府創設に関する件……………五九
- (2) 知事任命の辞令……………五九
- (3) 沖繩民政府知事任命式記録……………六〇
- (4) 部長、市町村長任命の認可……………六五
- (二) 機構改革に関する類……………六五
- (1) 沖繩工務部の組織……………六五
- (2) 沖繩民政府機構図……………六五
- (3) 局課の統合に関する課長発令……………六五
- (4) 民政府移動後における各部庁舎配置図……………六六
- (5) 琉球列島貿易庁設置……………六六

(八) 海外引揚

- (1) 受入キャンプ運営のための帰還係民職員の入要……………一三三
- (2) 帰還者受入移動手続……………一三三
- (3) 県民送還に当り北内政部長談……………一三六
- (4) マ司令部発表の沖繩送還要領……………一三六
- (5) 帰還者その他に関する部長會議……………一三七
- (6) 帰還者民受入事業の完了に際し 感謝の意を表し併せて吾等の希望を開陳す……………一三九
- (7) ノ連引揚者の歓迎……………一三九

(九) 通貨及びその交換

- (1) 貨幣、両替、外国貿易及び金銭取引……………一四〇
- (2) 新紙幣の交換並に預入に関する件……………一四一
- (3) 貨幣、両替、外国貿易及び金銭取引……………一四四
- (4) 法定貨幣に関する件……………一四五
- (5) 帰還者の所持金に関する件……………一四五
- (6) 通貨切換案並に通貨の交換と新通貨の発行……………一四五
- (7) 琉球人民に告ぐ……………一四六
- (8) 貨幣交換に關し市町村への訓令……………一四七
- (9) 封鎖資金の解除について……………一四七
- (10) 台湾引揚者携帶金交換に関する嘆願……………一四八
- (11) 琉球列島における軍のB円交換率……………一四九
- (12) 軍票の取締……………一五〇

(一〇) 經濟

- (1) 沖繩に関する軍政府經濟政策について……………一五二
- (2) 割当配給量及び配給制度……………一五二
- (3) 標準食糧配給量の定義……………一六〇
- (4) 沖繩群島における課税手続の設定及び実施の件……………一六一
- (5) 食糧衣料その他の補給品売上よりの収入……………一六二
- (6) 沖繩の農業經營に関する要望事項……………一六四
- (7) 自由取引の実現……………一六五
- (8) 農家救済、肥料代値下げ並に徴収延期に関する請願書……………一六九



(9) 全琉球財政部長会議(軍政府主催)	一七一
(10) 補給物資価格引下げについて	一七七
(11) 市町村長協議会からの陳情	一七八
(12) 住家、商業用及び工業用建物に対する輸入木材の配給	一七八
(13) 輸入物資の取扱い	一七九
(14) 村売店の利潤金(回答)	一八〇
(15) 待望の食糧値下実現	一八〇
(16) 外資導入問題等経済人が協議	一八一
(19) 居間外資導入を促進するために 外国企業家を招くに就いての進言	一八一
(二) 社会 一般	一八二
(1) 賃銀制実施に伴う各種賃銀制に依る 賃銀支払諸準備に関する件	一八二
(2) 化弊経済下に於ける社会救済に関する件	一八六
(3) 建築資材の統制	一八六
(4) 立入禁止地区の一部移動	一八六
(5) 住民の離島相互間の旅行許可	一八六
(6) 鳥島の統治、行政、給与	一八六
(7) 禁示区域の開放	一八七
(8) 久志市の移動状況	一八七
(9) 開取引防止に関する声明書	一八七
(10) 伊江島へ追加配給の件	一八七
(11) 物資補給についての報告	一八八
(12) 伊江村飢饉救済の調査報告	一八九
(13) 港湾作業労働者待遇改善に関する請願	一八九
(14) 村販売店の閉鎖について	一九〇
(15) 糸満港浚渫並びに埋立に関する陳情書	一九四
(16) 食糧救済	一九五
(17) 伊江村よりの陳情	一九六
(18) 与那城村に於ける集会集合の一時禁止	一九八
(三) 米人要路との会談	一九九
(1) マ司令部政治経済顧問対日理事会議長シーボルト氏 との会談	一九九

(2) 軍政府副長官クレীগ大佐より知事、 文化部長への伝達及び注意事項	二〇〇
(3) マ司令部教育情報課ロバート・ハゼウエイ氏との会談	二〇一
(4) マ司令部琉球軍政局長ウエツカリング准将 一行との懇談記録	二〇三
(5) ウエツカリング准将との会談	二〇四
(6) ローヤル米陸軍長官と知事との会見	二〇五
(7) 軍政府経済部ハーバー女史との会見	二〇五
(8) シーツ軍政長官の記者団との会談	二〇六
(三) 行政月報	二〇七
(1) 軍政府へ行政月報提出の件	二〇七
(2) 各行政月報	二〇八
(四) その他	二〇五
(1) 沖繩住民に告ぐ	二四五
イ、軍政長官バックマスター少将	二四五
ロ、軍政副長官ムレー大佐	二四六
(2) 知事 諭告	二四六
(3) 日本兵に告ぐ	二四七
(4) 米国海軍より陸軍へ軍政移管	二四七
(5) 民間 通信	二四八
(6) 沖繩復興予算に当り知事訓辞	二四八
(7) 軍政副長官米海軍大佐ムレー及び 軍務部長官米海軍少佐ワットキンス氏の書翰	二四八
(8) 経済生活安定に関する 協議会における知事及びウィルソン中佐挨拶	二五〇
(9) 沖繩民政府一周年記念祝典	二五二
(10) 沖繩の公休日	二五三
(11) 市町村長会議における知事挨拶	二五三
(12) 軍政府長官ヘイドン准将の告別の辞	二五四
(13) 知事並びに民政議員公選促進に関する陳情	二五五
(14) 沖繩民政府の移転	二五六
(16) タイム誌記者の見た占領下四年後の沖繩	二五六
(16) マ元帥の来島	二五七

群島政府のころ

(一) 群島政府の設立	二五八
(1) 群島組織法	二五八
(2) 群島政府の名称	二五八
(3) 群島知事就任式	二七四
(二) 沖繩群島政府機構	二七四
(1) 沖繩群島政府機構図	二七五
(三) 政務 報告	二七五
(1) 第二回沖繩群島議会における知事の政務報告	二七五
(2) 第六回沖繩群島議会における知事の政務報告	二八四
(3) 第一三回沖繩群島議会における知事の政務説明	二八四
(4) 知事市町村長協議会で施政説明	二九〇
(四) 部長 会議	二九五
(1) 初の部長会議	二九五
(2) 臨時部長会議(一九五二、一〇、一一)	二九六
(3) 臨時部長会議(一九五二、一〇、一三)	二九七
(五) 四知事共同意見書	二九八
(1) 四知事共同意見書(一九五二、二、五)	二九八
(2) 四知事共同意見書(一九五二、七、七)	二九九
(六) 群島政府の解消	三〇二
(1) 群島政府解消と新政府組織に関する書翰	三〇二
(2) 群島政府から琉球列島政府への業務移管について	三〇三
(3) 群島政府職員任期	三〇二
(4) 群島政府職能の終止	三〇三
(七) 米国民政府に関するもの	三〇四
(1) 琉球列島米国民政府に関する指令	三〇四
(2) 沖繩民政官の解散	三〇七
臨時中央政府のころ	三〇八
(一) 臨時琉球諮詢委員会設置	三〇八
(1) 臨時琉球諮詢委員会設置	三〇八
(2) 臨時琉球諮詢委員の承認	三〇八

琉球政府のころ

(3) 臨時琉球諮詢委員会機構並びに議事規則	三〇八
(4) 中央政府に関する詳細なる計画の諮詢	三〇九
(5) 硫黄島の帰属について諮詢	三〇九
(6) 臨時琉球諮詢委員会の解散に際し委員長談	三一〇
(二) 琉球臨時中央政府の設立	三一〇
(1) 琉球臨時中央政府の設立	三一〇
(2) 琉球臨時中央政府創立式典における 琉球列島米国民政府副長官祝辞及び行政主席答弁	三一〇
(3) 琉球臨時中央政府の機構	三一四
(4) 行政主席及び行政副主席に関する補充規定	三一三
(5) 板局長及び仮課長の任命	三一五
(6) 臨時中央政府の立法手続	三一五
(7) 臨時中央政府通信管轄権	三一七
(8) 臨時中央政府局の設置	三一七
琉球政府のころ	三一七
(一) 琉球政府の設立	三一七
(1) 琉球政府の設立	三一七
(2) 琉球政府章典	三一七
(3) 琉球政府創立式典における行政主席の挨拶	三一八
(4) 琉球政府庁舎の移転	三二三
(二) 組織、機構、制度	三二三
(1) 行政事務部局組織法	三二三
(2) 統計部設置法	三二六
(3) 経済企画室設置法	三二七
(4) 琉球政府機構図	三二九
(5) 地方庁設置法	三二九
(6) 地方庁の設置運営について	三三〇
(7) 奄美地方庁の廃止	三三〇
(三) 政務 報告	三三一
(1) 政務報告並びに施政方針	三三一
(2) 一九五三年度予算の編成方針及びその内容について	三三六
(3) 臨時会召集について	三三七

(4) 政務報告	三三九
(5) 施政方針	三四四
(6) 政務報告	三四八
(7) 施政方針	三五七
(8) 政務報告	三六一
(9) 一九五六年度施政方針	三七二
(四) 琉球列島米国民政府に関する指令	三七五
(1) 琉球列島米国民政府に関する指令	三七五
(五) その他	三七七
(1) 琉球列島の地理的境界	三七七
(2) オグデン副長官の声明と比嘉主席の談話	三七八

## 琉球史料 第二集 目次

### 地方行政

(一) 地方行政制度	一
(1) 地方行政緊急措置要綱	一
(2) 市町村議会運営について	一
(3) 市町村制	三
(4) 市町村自治法	三
(二) 市町村の設置及び編入	一三
(1) 三和村の設置	一三
(2) 北中城村の設置	一三
(3) 屋我地村の設置	一三
(4) 屋我地村の設置	一三
(5) 南北大東島の沖繩民政府行政区への編入	一三
(6) 大東支庁の位置、管轄区域	一三
(7) みなと村の設置	一三
(8) 上本部村の設置	一三
(9) 嘉手納村の設置	一三
(10) 与那原町の設置	一三

### 議 会

(11) 那覇市、真和志村の境界変更	三三
(12) 糸満町、兼城村の境界変更	三三
(13) 真和志村を真和志市とする処分	三四
(三) 市町村長及び議員の選挙	三四
(1) 終戦後最初の市町村長任命	三四
(2) 村会議員空席の補充	三六
(3) 沖繩地方の選挙対策及び要求事項に関する件	三七
(4) 選挙	三八
(5) 沖繩群島に於ける市町村長及び市町村議會議員選挙	三八
(6) 八重山、宮古列島の市町村長及び議員の選挙	三九
(7) クレイグ副長官談話	三九
(8) 市町村長選挙の結果	三九
(四) 地方首長会議	四〇
(1) 新市長会議	四〇
(2) 軍政府主催第一回市長会議	四二
(3) 地方総務会々議	四四
(4) 市会議員、村長、区長、課長会議	四七
(5) 隊長と村長、区長連絡会議	四七
(五) 市町村長会議	四八
(1) 戦後の市町村長	四八
(六) その他	六〇
(1) 各市町村の元居住地地区への移動計画案の指示	六〇
(2) 糸満市の建設	六一
(3) 地方行政機構改革案(村組織の再組織)	六一
(4) コザ市の移動状況	六一
(5) 村行政責任の所在	六一
(6) 帰村後のコザ地区の村長に聴く	六一
(7) チャップマン大佐並びに知事市町村視察に際し各市町村よりの要望事項	六一
(一) 沖繩民政府創設に関する件	六四
(1) 沖繩民政府創設に関する件	六四

### 司 法

(イ) 衆議院議員団を迎えて(座談会)	一一二
(一) 司法関係	一一一
(1) 戦時刑法	一一一
(2) 特定軍事法廷	一一三
(3) 刑事裁判所設立	一一三
(4) 特定軍事法廷	一一六
(5) 各種裁判所の創設	一一七
(6) 治安裁判所	一一九
(7) 裁判所制度設立	一四〇
(8) 裁判所	一四三
(9) 刑法並に訴訟手続法典	一四三
(10) 民裁判制度	一四五
(11) 沖繩群島における治安裁判所の所在地及び管轄区域	一五一
(12) 琉球民裁判所制	一五一
(13) 国旗の掲揚について	一五七
(14) 刑法並に訴訟手続法典	一五七
参考 法令の解釈について	一五七
法務行政 一九五三年度業務成績	一六八

### (二) 警 察

(1) 一般警察及安全に関する規定	一七三
(2) 外出禁止令	一七三
(3) 通行制限令	一七四
(4) 沖繩民警察制度の再組織	一七五
(5) 沖繩警察部長の任命	一七五
(6) 警察幹部の任命	一七五
(7) 警察署の名称及び管轄区域	一七五
(8) 制限規定改正	一七六
(9) 住民の通行制限緩和	一七七
(10) 集会及び集合における言論指導について	一七七
(11) 警察官武器使用規定	一七八
(12) 憲兵隊と沖繩民警察との関係	一七九

### (四) 立 法 院

(1) 立法院の手續	一一一
(2) 琉球政府立法院議員選挙法	一一二
(3) 琉球政府立法院開会式に際する琉球諸島民政長官リッジウェイ大将の琉球住民に対するメッセージ	一一四
(4) 決議	一一五
(イ) 日本復帰に関する陳情及び回答	一一五
(ロ) 「戦傷病者、戦没者遺家族等援護法」の琉球に対する適用方陳情	一一五
(ハ) 琉球の統治について	一一六
(ニ) 「郵便貯金、恩給、各種保険国債等の早期支払方に關する陳情」及び同回答	一一六
(五) 立法院議會解散中に於ける事務の処理	一一七
(六) 中央選挙委員会日誌	一一七
(七) その他	一二二
(2) 第一回沖繩議會	六四
(3) 自第一回至第六回沖繩議會諮問ならびに答申事項	六七
(4) 自第七回至第二六回沖繩議會	六九
(5) 民政議員の総辞職申出の経緯	八九
(6) 沖繩議會の運営	九〇
(7) その他の陳情	九一
(二) 民政議會	九四
(1) 民政議會設置	九四
(2) 民政議會議員代表区等に関する政令	九五
(3) 副長官旧議員の功勞に感謝	九五
(4) 自第一回至第四回沖繩民政議會	九五
(5) 民政議會	九八
(三) 群島議會	九九
(1) 各群島政府知事及び民政議員選挙	九九
(2) 群島知事及び議會議員選挙法	九九
(3) 鳥島の帰属及び名称について	一〇〇
(4) 沖繩の帰属問題に關し沖繩群島議會の意志表示について	一〇二
(5) 民住宅復興促進のため日本杉材輸入方につき請願	一一〇

